

第七十一回 参議院商工委員会會議録第十二号

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

六月八日

黒柳 明君

補欠選任
藤原 房雄君

六月十二日

藤原 房雄君

補欠選任
黒柳 明君

六月十三日

黒柳 明君

補欠選任
藤原 房雄君

六月十四日

藤原 房雄君

補欠選任
黒柳 明君

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君

理事 大谷藤之助君

若林 正武君

阿具根 登君

藤井 恒男君

委員

植木 光教君

鈴木 亨弘君

林田悠紀夫君

細川 護熙君

安田 隆明君

小野 明君

藤田 進君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

衆議院議員

修正案提出者

田中 六助君

國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

(経済企画庁長官)

政府委員

経済企画庁政務次官

経済企画庁総合計画局長

厚生省業務局長

通商産業政務次官

通商産業省公害保安局長

通商産業省化学工業局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

環境庁企画調整局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

環境庁水質保全局長

通商産業省重工業局電子機器電機課長

藤本 和男君

本日の会議に付した案件

○総合研究開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。

先般、本委員会において決定されました、常磐炭鉱株式会社西部炭鉱における坑内火災事故の実情調査のための委員派遣は、都合により取り止めいたしました。御了承をお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、総合研究開発機構法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小坂善太郎君。

○國務大臣(小坂善太郎君) ただいま議題となりました総合研究開発機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日の経済社会は、環境問題、都市問題をはじめ、複雑かつ、広範な諸問題に直面しております。

戦後、国民のたゆまざる努力によって驚異的な経済成長を遂げた我が国が、今後、一その発展をはかり、国民生活の向上を期するためには、わが国が直面するこれらの広範な諸問題を解決し、新たな方途を探究することが必要であります。

わが国は、社会科学、自然科学等の個々の学問分野においては、世界的な水準にあると考えられますが、複雑かつ、広範な現代社会の諸問題を解決するため、これら諸科学における専門知識を結集して行なわれることが必要な総合的な研究開発について、まだその緒についたばかりであります。

近年、民間において、こうした大きな課題を総合的に解明するための新しい手法の研究を行なう組織が生まれてきております。

また、政府といったしましても、かねてから、関係各省庁におけるこの種の調査研究等を強力に実施してきたところであり、多領域にわたる総合的な研究開発を効率的に実施するための体制の不備、研究開発のための資金や人材の養成不足、良好な研究環境に恵まれないこと等総合的な研究開発体制は必ずしも十分であるとはいえません。

この法律案は、このような現状にかんがみ、現代社会の広範な諸問題を全国的な課題として取り上げ、民間研究機関の活用及び助成をはかり、自主的な立場から、総合的な研究開発を推進する機関として、総合研究開発機構を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、総合研究開発機構の設立につきましては、総合的な研究開発について識見を有する者が発起人となって、内閣総理大臣に設立の認可申請を行なうものとし、内閣総理大臣は、その申請の内容が一定の要件に適合すると認めるときは、一を限り、設立を認可することとなっております。

第二に、総合研究開発機構の資本金は、官民の出資によって構成されることとなっており、政府は、昭和四十八年度予算におきまして三十億円の出資を計上しております。

第三に、総合研究開発機構の役員について規定し、その選任には内閣総理大臣の認可を要することとしたしております。

また、事業計画等機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置くこととしております。

第四に、総合研究開発機構の行なう業務は、次

のとおりであります。

その一は、総合的な研究開発を実施し、助成することであり、その二は、総合的な研究開発に関する情報を収集、整理し、各方面の利用に供することであり、その三は、総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成を行なうことであり、その四は、研究施設その他の施設を研究者の利用に供することであり、さらに、他の研究機関との提携、交流等の業務を行なうこととしております。

その他、総合研究開発機構の財務及び会計に関する規定、機構に対する監督に関する規定等を定めるとともに、関係法律に所要の改正を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なお、この法律案は、衆議院において一部修正されましたので申し添えます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、本案については、衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中六助君から説明を聴取いたします。田中衆議院議員。

○衆議院議員(田中六助君) この法律案はお手元に配付されておると思ひます。

総合研究開発機構法案の衆議院における修正点につきまして、御説明申し上げます。

修正の第一点は、第一条の目的の規定におきまして、この機構は、「平和の理念に基づき」、「民主的な運営の下に」、「任務を遂行するとともに」、「総合的な研究開発の成果を公開」すべきことを明文化したことでございます。

なお、この修正に伴いまして、第十二条の設立の認可要件に「民主的な運営」を加え、また、第二十三条の業務として「総合的な研究開発の成果の公開」を加えました。

第二点は、附則におきまして、政府は、本法の実施状況に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする旨の規定を新たに設けたことであります。

以上の修正は、この機構が本来の目的に沿って健全に運営されるときに、時代の推移に応じて、常に国民の要請と期待にこたえ得る体制にあることを期する趣旨でございます。

何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。宮崎総合企画局長。

○政府委員(宮崎仁君) すでに提案理由において御説明がございました総合研究開発機構法案につきまして、その内容を逐条御説明申し上げます。

第一条は、総合研究開発機構の目的を定めた規定でありまして、総合研究開発機構は、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、広範な分野の専門知識を結集して行なわれる総合的な研究開発の実施及び助成等を行ない、もって国民の福祉の増進に資することを目的とするものであります。

なお、本条については、衆議院において修正が行なわれており、本機構は、平和の理念に基づき、民主的な運営のもとに各般の業務を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開することがこの法律の目的に含まれることとされます。

第二条は、機構に法人格を賦与することを明らかにし、第三条は、このような機構が一つのみ設立を認可されることを定めた規定であります。

第四条は、機構の資本金に関する規定であります。

第一項では、政府及び政府以外の者が共同して出資するものとし、第二項は、機構は、必要があるとき、増資をすることができるとするものであります。第三項は、機構の増資の際、政府は、予算の範囲内において、機構に追加出資できるものとするものであります。第四項から第六項までは、政府は、現物出資をすることができるものとする規定であります。

第五条は、持分の払い戻し及び自己取得等の禁止、第六条は、政府以外の者が持分を譲渡することができないもの等を定めた規定であります。

第七条は、機構の名称に関する定め及び機構でない者による同一の名称の使用を禁止する旨の規定であります。

第八条は、登記に関する規定であります。

第九条は、機構の不法行為能力及び住所について民法の規定を準用する旨の規定であります。

第十条から第十四条までは、機構の設立に関する規定であります。

機構を設立するには、総合的な研究開発に関して意見を有する者十五人以上が発起人となり、機構に対する出資の募集の後、内閣総理大臣に設立の認可を申請しなければならぬものとし、内閣総理大臣は、認可の申請が設立の手續あるいは定款等が法令の規定に適合するかどうか等を審査して、これを認可しなければならぬものとするのであります。

なお、第十二条についても衆議院において修正がなされており、設立認可要件として、本機構の事業の運営が民主的に行なわれるものであることが明記されます。

第十五条から第二十二までは、機構の管理に関する規定であります。

定款記載事項、役員及び職員等に関する規定であります。

機構に、役員として会長一人、理事長一人、理事五人以内、監事二人以内を置くこととし、理事のうち二人以内は非常勤としております。

なお、役員の選任には内閣総理大臣の認可を要することとしております。

役員は、職務及び権限につきましては、会長及び理事長が代表権を有し、理事は、会長及び理事長を補佐して業務を掌理することとしております。

その他役員は、職務禁止、代表権の制限、役員及び職員は、公務員たる性質に関する規定を設けております。

なお、第二十條で、機構に毎事業年度の事業計画等運営に関する重要事項を審議する機関として、意見を有する者二十五人以上で構成される研究評議会を置くこととしております。

第二十三條から第二十五條までは、業務に関する規定であります。

機構は、(1)総合的な研究開発の実施及び助成、(2)総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供、(3)総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成、(4)総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供、(5)総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流等の業務を行なうこととしております。

なお、第二十三條についても衆議院において修正がなされており、本機構の業務に、総合的な研究開発の成果の公開が追加されました。

業務の開始前に業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けるものとしております。

また、国との関係についての規定を置き、国は、機構の運営の自主性を尊重するとともに、円滑な運営のための人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとしております。

第二十六條から第三十三條は、財務及び会計に関する規定であります。

機構の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとし、内閣総理大臣による予算等の認可、財務諸表の承認の規定を設けております。

また、機構は、内閣総理大臣の認可を受けて長期及び短期の借入れ金をすることができるものとしております。

第三十四條及び第三十五條は、内閣総理大臣による機構に対する監督に関する規定であります。

第三十六條は、出資者原簿について定め、第三十七條は、機構の解散について、別に法律で定めること等を規定したものであります。

第三十八條において、内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができ

きるものとし、第三十九条において、内閣総理大臣は、その権限行使にあたり財務等に関しては大蔵大臣、事業計画等に関しては関係行政機関の長に協議することとしております。

第四十条及び第四十一条は、罰則に関する規定であります。

最後に、附則において地方税法、所得税法、法人税法及び経済企画庁設置法につき所要の改正を行なうこととしております。

この附則についても、衆議院において修正がなされており、第四条として、政府は、総合的な研究開発に関する内外の事情の推移に応じ、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定が加えられました。

以上、この法律案につきまして補足して御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終わります。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、中曽根通産大臣から発言を求められております。この際、発言を許します。中曽根通産大臣。

○国務大臣(中曽根康弘君) 先般来、私の不用意な発言によりまして混乱を起し、御迷惑をおかけいたしました。つつしんで遺憾の意を表します。以後注意いたします。

○委員長(佐田一郎君) 阿貝根君。

○阿貝根登君 私は、大臣の発言の問題について触れる考えはありません。きのうも本会議でやりましたし、また内閣委でもあると思うんですが、私はその問題でなくて、当日は当委員会も開催いたす予定で、しかも先議案件を行なうことになっておいたはずでございます。それをどうして内閣委に行かれましたか。大臣だけの責任ではないと思います、われわれも責任があると思いますけれども、先議案件がかかっておる当商工委員会で、

理事会で決定されたものを出席もなさらず内閣に出席された。ということは、先議案件はわれわれは最も急がなければ、衆議院に送付しなければならぬ義務がございます。だから、一番最初にこれを掲げてやっておるのに、大臣みずから商工委員会には参加されなかつた。そして、この商工委員会が流しななければならなかつた。こういうことで、私は、この前から審議に入っておりますこの先議案件について、大臣がそれほど熱意がないのであるならば、われわれが熱意を持ってこゝでやる必要はないんじゃないか。

率直に申し上げるならば、先議案件が出ておるところに大臣は率先して説明してもらわなければならぬ、質問を受けてもらわなければならぬ、私はこう思うのです。それを、親委員会の商工委員会で決定されて、しかもその日、朝から審議するようになつておるのに出席されなかつた。そしてこれが流会になつた、質問もできなかつた。そういう考え方が私はどうしても納得できないんです。だから、まあ大臣に答弁を求めようとは思いません。これは理事会の責任でもあります、与党の責任でも十分あると思うのです。先議案件をただ一件持っておる私たちが、またほかに上がつてきた法案もございしますが、先議案件に対してそういうお考えならば、私は協力する考えは持ちません。どうして商工委員会を流会させてまで他の委員会に出なければならなかつたのか、私は非常な疑問を持って今後の運営に携わっていきたい、かように思います。

一言申し上げておきます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 先般、商工委員会に出席できなかったことをまことに遺憾に存しますが、私も今日の朝は、商工委員会に出るものだとお思いましてこちらへ参りまして、二十分ばかりここで待機しておつたのでございます。しかし、内閣委員会のほうに出ろという話を承りまして、皆さま方にございさつしてからそちらへ参りたいと思つておりましたら、理事会がおそくなりまして、内閣委員会のほうから催促がまいりまして、

そちらへ伺つた次第でございまして、当委員会が流会になったことはまことに遺憾でございまして。

○委員長(佐田一郎君) それでは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中尾辰義君 最初、通産大臣にお伺いをいたしますが、過日の水産庁の調査による魚介類のPCBの汚染、さらには東京都の東京湾の魚介類の汚染調査、なお、有明湾における水銀のたれ流しによる第三水俣病の発生、こういったような非常にショッキングな発表が次々とありまして、漁民をはじめ消費者に大きな衝撃を与えておるわけでありまして。全く日本列島は食品総汚染というような状態でありまして、何を食べていいのかわからぬ心配をされておるわけでありまして。そのもととなる公害の発生源は、これは企業側でありまして、その企業の監督の任に当たる所管大臣の中曽根大臣といたしまして、どのようにこの責任を受けとめていらっしゃるのか、まず、冒頭に私はお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) PCBの処理につきまして反省いたしますと、政府の手の打ち方が後手であつたということを感じたしております。全国的にこの被害の徴候が出てまいりまして、特に魚介類等においてその様相が出てまいりまして、全国的規模においてその汚染源と疑われるようなものについて徹底的に究明いたしました。その原因である物質の処理について、早く適正な措置をしなければならぬと思ひます。関係各省とも相談をして、水銀及びPCB対策の各省の会議をつくりまして、本日から発足いたしました。その総合的な対策を開始したところでございます。一番大事なところは、発生源を早く突きとめるということ、それからどの程度そういう物質が流出したかを把握するというところ、それがどういふふうに分布しているかということを押さえること

と、それから、再びそういうようなものを出さないような措置をいかに講じているか、また講ずるかということ、それから、被害を受けた方々に対するいろいろな救済措置、保健措置、あるいは生業問題に関する措置等を総合的に至急やらなければならぬと思つております。

○中尾辰義君 先般の当委員会における要求によりまして、あなたの方で、このPCB汚染水域の關係府県におけるPCBの使用工場リスト、三百三十八工場、これを発表なさつたわけでありまして、これも水産庁や環境庁あるいは各都道府県にも参考資料として送られたと、こういうことであります。私はただいまの答弁を聞きまして、相当今度は通産省も真剣に取り組んでいくであらうとは思つておりますけれども、昨年の十二月も通産省、環境庁、建設省、水産庁等におきましてかなり広範囲な調査、PCBに関する工場等に関する公共水域等の水質あるいはヘドロ、底質等も検査をされておるわけですね。また、ここに資料も持っておりますけれども、これでも相当出ておるわけですね。PCB取り扱ひ工場、これは九十一カ所の調査場所が出ております。

おもなところは、水質で東京都の不二研究所、これは〇・四三PPM、あるいはヘドロのほうでは静岡の共和電機が八万二六〇〇PPM、あるいは東京都の帝國コンデンサーが一八八〇〇PPM、滋賀県草津市の日本コンデンサーが七七〇〇PPM、こういうふうな調査も出ておるわけですね。その後あなたの方で、これは調査はけっこうです。よ、また原因究明もやつてもらわなければならぬ。せんが、調査はいいけれども、要は、あなたの方のほうでどういふふうな公害を防止するために取り組んでいくのか。いままでは非常におくれでございまして、もう調査も何回もやつておるんですね。そして、ばくばくおぼろげな調査結果に基づいて通産省のほうでも対策を講じていらっしゃるはずですが、その後どういふような対策を今日までとつておいでになったのか、その辺お伺いしたいと思ひま

す。

○政府委員(青木慎三君) 昨年の十二月に発表しました調査の結果は、たゞいま御指摘のとおりでございますが、その調査結果に基づきまして、私どものほうでとりました指導につきまして御説明申し上げます。

この調査を踏まえまして、PCBを過去に使用したことのある全工場について次のような指導を行なったわけでございます。第一番目は、工場の汚染状況を各企業が調査し、その汚染の実態を十分把握するようにという指示をいたしたわけでございます。

それから第二番目は、排水からPCBが検出された場合、及び底泥から高濃度のPCBが検出された場合には、現在PCBを使用している工場につきましては、早急にPCBの使用を中止させるということでございます。それを実施に移すことが困難な場合には、活性炭処理装置等の処理装置を早急に設置させまして、PCBの排出防止に万全を期することにいたしております。

第三番目は、底泥から一〇〇PPM以上の高濃度の汚染が検出された工場につきましては、工場内の水路の清掃、土壌の置きかえ等を行ないまして、汚染されたものを地下水と遮断された状態で埋め立てるといふような指示をいたしております。

それから、現在なお熱媒体にPCBを使用している工場については、PCBの漏洩のないように十分管理を徹底させますと同時に、昭和四十八年、すなわちことしの十二月までにそのPCBの転換を行なわせるという指導をいたしております。

それからさらに、故紙再生工場につきましては、従来進めてきたとおり、原料故紙からのPCBを含む感圧紙の分別をさらに徹底させるというような指導をその後行なっておるわけでございます。

○中尾辰義君 そういうような対策、指導をなさったわけですが、その後どうなったのか、その

辺を聞きたいのですよ。その対策がどのように実行されて、どの程度進んでおるのか。

○政府委員(青木慎三君) 以上のような結果の取りまとめは現在やっているところでございまして、全部の結果が出ておるわけではございませんが、たとえて言いますと、熱媒体に使用しております取りかえは、大体八割ぐらいの工場に取りかえが完了しているように聞いております。それから個々の工場につきまして、底泥の置きかえその他のことが行なわれておりますが、全体を取りまとめた結果はまだ出ておりませんので、若干の個々の事実について承知している程度でございます。

○中尾辰義君 それではお伺いしますが、今日までPCBはどのくらい生産をされ、またどのくらい輸入をされたのか、これは総量でけっこうでありますから、なお、現在PCBの在庫はどのくらいあるのか。それからPCBの回収状況はどういうようになっているのか。さらに、PCB工場の管理の状況はどうなっているのか。その辺を一括してお伺いしたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君) PCBは鐘淵化学が昭和二十九年から、三菱モンサントが昭和四十四年からわが国で生産を開始をいたしました。わが国でPCBの製造を営んでおりましたのはこの二社でございます。昨年の六月に生産の中止を命じたわけでございますが、この間に両社で約五万九千トンス生産が行なわれております。このほかに輸入が約千トンございまして、供給された量としては約六万トンの供給されたわけでございます。

それが出荷された先はコンデンサー、トランス等の電気機器関係に約三万七千トン、熱媒体として約九千トン、ノンカーボン紙、感圧紙とも呼んでおりますが、この感圧紙向けに約五千トン、その他の開放系と申しますか、塗料でございまして、インク、接着剤といった関係に約三千トン出荷をしまして、国内向けの出荷が合計約五万四千トンでございます。このほかに輸出が約五千トンでございます。

で、回収状況でございますけれども、たゞいま回収が進んでおりますのは熱媒体でございまして、現在までに約三千五百トン回収をいたしております。それから感圧紙の関係では、紙の量にいたしまして千二、三百トン回収をいたしております。それからその他の開放系では、インクの量としまして六十一トン、それから塗料等の在庫として約十五トン、これが現在までの回収量でございます。なお、一番大口の電気機器関係はいわゆる閉鎖系と申しまして、密閉された容器の中に入っておりますので、現在はその使用の限りにおいて廃液のおそれはないということで、一応耐用年数が尽きますときに計画的にこの回収をはかる、こういう計画で、たゞいま回収の母体となります。機関を来月財団法人で設立する予定でございます。トランス、コンデンサー約二十万個ございまして、これを今後数年間にわたります計画的に回収をしてまいりたい、かように考えております。

○中尾辰義君 いま回収の機関となる母体を云々とおっしゃいましたが、これをもうちょっと詳しくおっしゃってください。どういうことですか。

○政府委員(齋藤太一君) トランス、コンデンサー等の電気機器関係につきまして、電気機器メーカーを主体といたしまして、名称はまだ仮称でございますが、財団法人PCB処理協会といったようなものを設立をいたしまして、これは基金が一億円、それから競輪からの助成金一億円、合計二億円をもちましてトランス、コンデンサー関係の回収されたものの計画的な処理、つまり無害化して、たぶん焼却処理をすることになると思っておりますけれども、処理をすることを主体とした、目的とした機関でございます。

○中尾辰義君 その処理の処理施設ですね、いまもおっしゃいましたが、感圧紙が千二百トンですか、また液状のPCBも三千五百トン、こういうものは回収されておるわけですが、そういうのは現在どこに貯蔵されておるのか。そういうような感圧紙みたいのをどういふように処理なさるのか。

そういうところはもうなっていますか。

○政府委員(齋藤太一君) 熱媒体から回収いたしました液状のPCBは、回収量がことしの四月末で約三千四百トンでございます。そのうち百三十五トンはすでに昨年、鐘淵化学の所で焼却いたしました。残りが三千三百トンでございますが、これにつきましては、もともとのメーカーでございまして鐘淵化学と三菱モンサントのタンク並びにドラムから現在保管をいたしております。で、大半がタンクに入っておりますので、ドラムかんのほうは回収されてまいりましたものを一定期間ごとにタンクに移しかえるということでございます。その過渡的な移しかえまでの期間だけドラムから保管されておる、こういう形でございます。それから感圧紙につきましては、メーカーの倉庫に一般の紙と区別をいたしまして保管をいたしております。

で、この処理でございますけれども、液状PCBにつきましては、鐘淵化学に現在年間六百トンの能力の焼却炉がございます。この炉で焼却をいたしまして、さらに、私どもとしましては千八百トンの能力の炉を増設するように昨年の七月に会社に指示をいたしたのでございまして、その後、兵庫県当局からしばらく焼却を見合わせてほしい、こういう申し入れがございまして、ただいまのところずっとタンクに入れたまま保管しておるという状況でございます。県のそういう御指示がございました趣旨は、大気中でのPCBの基準がまだきまっていなくて、大気に焼却のときに漏れるといかないからしばらく待ってほしい、こういうお話でございまして、昨年暮れに、環境庁のほうで大気中のPCBの基準もきまりましたので、通産省としましては、なるべく早く焼却を再開させていただきたいというふうな申し入れを兵庫県のほうにいたしておるところでございます。

それから感圧紙につきましては、これは紙の裏にインクと一緒に溶剤としてPCBがカプセルに入れてくっつけてございますけれども、温度の関

係で、PCBは千数百度の熱で燃やしませんと分解をいたしませんので、紙のほうはもっと焼却温度が低いということで、PCBだけ残るようなことになるというので、完全にこれを焼却する技術が非常にむずかしい点がございまして、現在、私どものほうの公害試験所で焼却技術の開発中でございまして、その技術が完成しましたら、現在保管中のものはその技術に即しまして焼却をいたしたい、こういうふうにご考慮を願います。

○中尾辰義君 それじゃ具体的に伺います。琵琶湖は何といまして、近畿一千万の飲料水の水源であるということになってるわけですが、その周辺に、あなたのところのこの前の発表によりますと十二、三のPCB使用工場がある、こういうことでありますが、その会社を公表を願いたい。それと、そういうような会社が通産省の指導によって、今日どのようにPCBの使用につきましているかは施設等、あるいは浄化装置ですか、そういうものが改良されてきたか、その点をお伺いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 琵琶湖のまわりにおきましては、使用工場は十一社十三工場でありま。す。すなわち市金工業所、鋳造、積水化学、中央合成、中国塗料、東洋カーボン、東洋紡績、東レ、日本コンデンサ、丸一繊維、三菱樹脂であります。なお、関西協和カーボンは東洋カーボンに合併されております。

これらの工場では、PCBは熱媒体あるいはコンデンサー用に用いられておりました。しかし、各工場ではすでにPCBの使用中止あるいは他の代替品に転換しておると聞いております。

○政府委員(齋藤太一君) ただいま大臣から申し上げましたように、これは出荷いたしました鋳造化学と三菱モントの出荷リストから拾った工場名でございますが、十一社十三工場でございます。主として熱媒体に使われておったのでござい。ますけれども、昨年暮れに、閉鎖系でありますけれども、熱媒体も念のために全部非PCB系に転換するほうが望ましいと判断いたしましたので、各工場に今年一ぱいに非PCB系の熱媒体に転換をするように指示をいたしました。それに即しまして、この十三の工場におきましては全部現在では非PCB系に転換をするか、あるいはPCBを使わない熱交換関係の生産工程に切りかえをいたしております。

○中尾辰義君 ちょっといま十三の工場が発表になったわけですが、これはいままでのどのぐらいPCBを使っておったのか。それと、それからいまだあなたのほうで代替品を熱媒体に使っていると、こういうことでありますけれども、代替品はどういうものが使われておるのか。それがまたほんとうに無害であるのか。はたしてその代替品が実験をされての結果なのか。あるいは急性毒性はないけれども、場合によっては慢性的な毒性があるかもしれないとか、その辺はどうなっているんですか。あなたのほうでもう実験の結果確認を握られて間違いないと、こういうことなのか。これは今度の特定化学物質の法案とも関係がありま。すから、まあお伺いするわけです。

○政府委員(齋藤太一君) この十三の工場の中で一番PCBの使用量の多い工場は、日本コンデンサの草津工場と甲賀工場でございます。日本コンデンサ草津工場が二千四百六十八トン、甲賀工場が百六十トン使用をいたしております。ただこれはコンデンサーを製造しておる工場でございますので、その製品の中にPCBをコンデンサーの絶縁体として入れまして出荷をしておったという状況でございます。熱媒体としての使用ではござい。ません。このコンデンサー向けのPCBにつきま。しては、ただいま全部他の品種に転換をいたしまして、この石油系の芳香族炭化水素に切りかえをいたしております。それから、それ以外の工場は全部熱媒体として使用をしておったのでござい。ますが、転換いたしました熱媒体としましては、大半のものがPCBが出現する前からござい。ました鉱油系品ものに転換し、一部が化学的合成品でございます。水素化トリフェニール、あるいは

ジベンゾールトルエンあるいはシリコンオイルと、こういったものに転換をいたしております。この安全性はどうかという御質問でございますが、炭化水素油は従来から長い間PCB出現前から使われておった熱媒体でございます。いわば石油品一種でございます。その分解性は石油並みでございますので、かりに環境に出ましても、環境で残留することはないというふうに考えております。またその他の化学的な合成品につきましても、PCBの場合には塩素がついておりま。すけれども、現在代替品として使われております化学的合成品は塩素がついておりませんので、そのために従来の化学的知見等から考えましても、大。体自然界に出ました場合の分解性は灯油から軽油の間ぐらいの分解性ではなからうかというふうに考。えておりました。PCBのように環境で分解をしないので残って魚の体内に蓄積される、こういった懸念はまずないというふうに私も見ておりま。す。

なお、本法が成立をいたしますと、これらの物質もいわゆる既存化学物質ということで、流通はそのまま認めま。すけれども、政府が一応安全性を審査することにいたしておりますが、ただいま申し。ましたようなことで、特定化学物質に該当する。ようなことにはま。ずなまいというふうに考えて。おります。

○中尾辰義君 次に、漁業問題につきましてお伺い。しますけれども、今回の水産庁の調査では、魚介類については、食品衛生法で食用としては問題。があることとされている三PPMをこえるものが、海。産魚介類では全体のうち六%、淡水産魚介類で同。じく九%。その中でひどいものは、別府湾の大大。川河口のウナギが一三〇PPM、敦賀湾のボラが一。一〇PPM、カレイ、スズキが一五PPM、こ。ういったような数字が出ておるわけです。さら。に、東京湾のほうも、東京都の調査でかなり魚介。類が汚染されておることが出ておるわけです。

水産庁のほうは、さ。っそく三PPM以上の魚介。類の漁獲の自主規制、あるいは流通防止等を指導。されておるわけですが、全国的にいま。すか、相当漁民の間に不安がありまして、一部には。補償問題で漁民が実力行使に出ておる、こういう。事件がきのうあたりの新聞にも出ております。こ。れは兵庫県高砂市の鐘淵化学工業、三菱製紙、こ。こでは漁民が河川に押しかけて工場の排水口を。土のうでせきとめる、こういった実力行使まで出。てくるような事件が起こっているわけですね。で。すから水産庁は、こうした漁民に対する今回の補。償問題をどのように考えていらっしゃるのか。新。聞等の報ずるところによりましては、企業側のほ。うが自発的に補償する会社も出ておりますけれ。ども、また一面、これはたとえば琵琶湖のごとき、。どかが発生源なのか。発生源らしい工場は通産省。の発表であ。つたけれども、責任のなすり合い。みたいなことで、漁民としてはどこに交渉したら。いいの。か、いろんな問題が出ておるわけですが、こ。の補償問題については水産庁はどのように対処して。いくのか、お伺いしたいです。

○説明員(松下友成君) 水産庁といたしまして。は、今回のPCBの汚染の発表によりまして、た。だいま先生御指摘のとおり、漁業者をはじめとし。まして、魚市場、漁業関係者等にも予想せぬよう。な混乱が起こってまいりましたことにつきま。して、深く反省をしておる次第でございます。こ。れに伴う損害につきましては、現在、緊急措置とい。たしまして農林漁業金融公庫の沿岸漁業近代化資。金の融資等を検討中でござい。ますが、なお、こ。れによってカバ。ーできないものにつきましても、関。係省庁とも十分協議しながら対処してまいりたい。と、かように考えております。

○中尾辰義君 農林漁業金融公庫のほうから一時。的に融資と、こういうことにならうかと思。います。これはまたこういうふうな考えもあ。らうかと思。います。当然これは、企業監督が不十分であ。つた政府の責任にもよるわけでありま。すから、先。ほど申し上げましたようないろいろな実力行使等。による問題が出てきておる。すみやかに解決しな。きや。ならない。全部が全部金でもって解決できる問題

じゃありませんが、とりあえず、漁民の生活補償というところがあるわけでありまして、財政的に政府がこれを援助する。そうしておいて、あとで企業の公害の発生源がわかりましてからあらためて政府が企業のほうに請求するとか、こういうようなことはどうですか。

○説明員(松下友成君) 先生御指摘のとおり、汚染源を究明するのにはなお時日を要しますので、その間のつなぎの漁業者の融資対策その他につきましても、現在、関係省庁と検討を進めておるところでございます。

○中尾辰義君 これは通産大臣、あなたは財政のほうは所管外が知れませんが、しかし、当の公害発生源のほうでありますから御意見だけちょっと伺いたいのですが、どのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 兵庫県の例で見ますと、PCB補償基金というものをつくりまして、地方一県で二千万円、市町村で二千万円、関係企業で一億円、一億四千万円の補償基金を用意しているところもございます。熊本の場合、この場合、これは水銀のものでもございまして、しかも、これがために旅館がキャンセルされてしまうとか、あるいは魚屋さんが上がったりになって商売ができなくなったということもありまして、たしか県で七億円ぐらゐの金を出して、会社に対して求償権を留保しながら、とりあえずの手当てをしていくということもこの間県会議長からも聞きました。国としてもはっておけないもので、それから、そういうような方策で何らかの措置を県と同調してやる必要があろう、こういうことで、環境庁長官にも私、相談いたしましたので、そこで各省持ち寄ってその緊急対策をいま講じている最中でございまして、できるだけ御趣旨に沿ってやっていきたいと思ひます。

○中尾辰義君 それから、漁民の考えにはいろいろ複雑な問題があるかと思ひます。一部の漁民におきましては、これはもう金なんかで解決する問題ではないのだ、われわれは、漁民として非常に

にりっぱな魚をとってそして消費者に食べていた、そこに生きがいというものがあるんじゃないか、金だけやればそれでいい、こういうわけにはいかない、こういうようなことも起こっているようでありまして、ですから、補償の問題もそうでありましかね、漁場をやはり早くもとの魚がとれるような状態にしなければならぬ、このほうが私は非常に大事だと思ひます。

そこで、対策もいろいろやっていますし、もう、このへドロの問題ですが、まあ駿河湾あたりはへドロが相当にひどいです。琵琶湖あたりも製紙工場等のへドロがあるわけですが、瀬戸内海等にも、このへドロの処理は一体どうおやりになっていくつもりか、これを通産省のほうに伺ひたい。

○政府委員(青木慎三君) へドロの処理の問題は非常にむずかしい問題でございますが、通産省自身でできる問題ではないのでございまして、たとえばその地域が港湾であれば運輸省の所管になりますし、沿岸海域、河川であれば建設省の所管になるというふうな各省所管の問題がございまして、そういう関係各省にお願いして極力早くそういう問題の解決ができるように、私どもとしては協力を要請していく立場にございまして、したがって、今後ともこういうものにつぎましては、所管官庁のほうに要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 所管官庁のほうに要請をするというその辺が、それはこちらのほうで聞いておりますと、言い分はたくさんあるわけでしょう。大体企業側のほうでこれははい種ですから、当然その監督の立場にある通産省がもっと積極的に、悪かったと、そういう姿勢で臨まないと、それはもう単に所管官庁に要請してやるというふうな、そういうことではなかなか進まぬではないかと思ひます。その点、今後これから政府も日本列島の総点検をやって総合的な対策をおやりになると冒頭に答弁もありましたけれども、ぜひひとつこの問題はもう少し積極的に取り組んで、そして、

漁民が安心して魚がとれるようにしていただきたいとお願ひするわけです。それからもう一つ、これは厚生省のほうですが、魚のPCBの暫定許容基準、これが一応出てはおりますが、甘過ぎるんじゃないかという批判もあります。また、魚を非常によく食べる地方です、ね、漁民の方、あるいはまた妊産婦等、そういう方のためにはたしてこれでいいの、さらに、もうひとつ、暫定基準をつくってはどうか、この思ひわけですが、その辺いかがですか。

○説明員(三浦大助君) ただいま魚のPCBの許容基準が甘過ぎないかという御質問ございましたけれども、昨年の八月に定めました暫定基準はかなり安全率を見込んだ基準でございます。したがって、暫定基準が守ればこれは健康上心配はないというふうに私も見ておるわけでございます。

なお、魚を多食する人たちににつきまして、これは調査会におきましてもやはり調査をする必要があるだろうというところで、日本人の一日の平均の魚の摂取量はいま八十四グラムというところになっておりますが、この暫定基準をきめる際には最大許容摂取量でございまして、

なお、漁民等につきましては、かなり二百から三百も食べる人があるというのを聞いておりますので、委員の先生方の中から、多食者について一度調査を早急にするようにということもございまして、私も、八果の約四千名の人たちを調べまして多食者調査を現在やっておりますわけですが、これらにつきましては、健康診断と摂取状況は、全部調査を終わりました、現在集計中でございまして、今月末をめどに、この集計結果に基づいてもう一度この暫定基準との比較をしてみようというところになっておるわけです。

○中尾辰義君 時間がありませんから、次にひとつPCBによる米の汚染問題につきまして伺ひます。最初、米の汚染実態であります、PCBによる米の汚染実態については、去る十一日に東京

都がまとめた「昭和四十七年度PCB総合調査」これによりまして、自主流通米、政府保管米二十換体の分析調査の結果、全換体からPCBが検出されております。茨城県産のトドロキワセは○・四PPM、青森県産のレイメイなどは○・二PPMという濃度が明らかに変わったわけでありまして、これは魚なんかと比較しますと比較的濃度が低いとも言えますけれども、しかし、この調査では、この換体の選定にあたって汚染源との関係が密接と思われる地域を選んだものではなかったんじゃないかと、このように思われるわけでありまして、その証拠には、公害委員会等でもたびたび問題になってまいりました滋賀県草津の日本コンデンサ、この周辺の水田から収穫された四十六年度の水稲玄米には一・三三PPMのPCBが出ておるわけでありまして、こういうようなことを考えますと米のPCB汚染は、その汚染源を中心に東京都の調査結果をはるかに上回る濃度が出るのではないかと、こういうふうな心配をされているわけでありまして、

そこで通産省は、このたび汚染源らしいPCBの使用工場三百数十カ所を発表したわけでありまして、その工場の周辺の米の汚染実態、こういうものを調査してはどうかと思ひますが、いかがでしょう、これは環境庁ですか。

○説明員(松山良三君) お答えをいたします。環境庁としましては、四十七年におけるPCBの一斉点検の中で、土壌及び農作物の調査をしたのでございまして、その結果によりますと、これは立毛中の米、玄米の調査結果でございまして、三十三換体の調査をいたしまして、最高が先生おっしゃいました滋賀県の一・三三でございまして、一PPM以上のPCBが検出されたものはその一換体だけでございまして、○・一PPM以上一・〇未満のものが一換体、○・〇一PPM以上○・一PPMまでのものが五換体、あとの二十六換体は○・〇一PPM以下、そういった結果が出ています。

なお、御指摘の、滋賀県の日本コンデンサ周辺

が、まともな「昭和四十七年度PCB総合調査」これによりまして、自主流通米、政府保管米二十換体の分析調査の結果、全換体からPCBが検出されております。茨城県産のトドロキワセは○・四PPM、青森県産のレイメイなどは○・二PPMという濃度が明らかに変わったわけでありまして、これは魚なんかと比較しますと比較的濃度が低いとも言えますけれども、しかし、この調査では、この換体の選定にあたって汚染源との関係が密接と思われる地域を選んだものではなかったんじゃないかと、このように思われるわけでありまして、その証拠には、公害委員会等でもたびたび問題になってまいりました滋賀県草津の日本コンデンサ、この周辺の水田から収穫された四十六年度の水稲玄米には一・三三PPMのPCBが出ておるわけでありまして、こういうようなことを考えますと米のPCB汚染は、その汚染源を中心に東京都の調査結果をはるかに上回る濃度が出るのではないかと、こういうふうな心配をされているわけでありまして、

につきましては相当程度汚染が進んでおると、そういうこともございますので、同年に環境庁の補助金をもちまして、土壌と立毛中の米の詳細な調査を約七十五ヘクタールにつきまして行なったのでございます。それによりまして、土壌中の濃度が二〇〇PPMのところから玄米中のPCBの検出量は〇・〇八、八五PPMの土壌のところの立毛中の玄米からは〇・〇二PPM、そういったような数字も出てくるようなわけでございまして、土壌の濃度に比較をいたしますとそれほど玄米の濃度は高くない、そういった結果のようでございます。なお、四十六年度の調査結果では、土壌のPCBが二〇〇PPMという高いところでございます。そのところの検体が一・三三PPMということであつたわけでございまして、そういうことでございまして、なお、現在こういった米の中のPCBの安全基準というものはまだございせんが、いづれにしましても、一度米から非常に高いPCBが検出されたということもございまして、この滋賀県の地域につきましては、なお今後とも土壌並びに米等のPCBの調査は続けてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○中尾辰義君 次に、植物のPCBによる汚染経路、これについて伺いますが、米がPCBに汚染されるものであることは、今回の東京都の調査でもわかつたわけでありまして、この汚染経路についてはどのように理解されているのか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

また、去る六月十一日の読売新聞の報道によりますと、農林省は、ことしの初めから米など植物に対するPCB汚染についての緊急実験を進めていたが、このほど米は胚芽、落花生はほぼ全体にPCBが残留する、という事実が確認をされたわけですね。米の汚染数値が比較的低いといつても、米の日常摂取量は魚とは比較にならないほど多く、四十六会計年度の食糧需給表では、一日当たり約二百五十五グラムにのぼつております。累積汚染の心配もありますので、米に関するこの緊急実験の結果、PCBによる土壌の汚染度合いと玄米中の蓄積との関係、米の残留蓄積の量と蓄積場所等について、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(松山良三君) お答えをいたします。先ほどお答えをいたしました、PCBによる土壌の汚染の濃度はなほだしいと思われるところもございまして、特に、滋賀県の日本コンデンサ工場の周辺地域等はそれに該当する地域でございますので、四十七年度に環境庁といたしまして、この地域の土壌中のPCBと、そこに立毛している玄米の中に含まれるPCBにつきまして調査をしたのでございまして、

先ほど申し上げましたが、調査対象面積は約七十五ヘクタールで、十四点調査をいたしました。そのうちの特に土壌濃度が高い、土壌中に二一〇PPMのPCBがあるところの立毛中の玄米は〇・〇八であった。なお、八五PPMのPCBを含む土壌にはえておる米のPCB残留は〇・〇二であった。そういったことで、土壌の濃度と、そこに立毛している米の濃度とを両方調査をいたしておるのでございまして、なお、本年もそういった調査を続ける予定でございます。それから、全国的にも高いPCBが含まれるような土壌のところでは、現在休耕しているところは別といたしまして、休耕していないようなところでは、やはり土壌と米の両方をはかる、そういうような調査を今後とも続けてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○説明員(菅澤洋君) ただいま農林省のほうでやっております試験について御質問がございまして、たわけですが、農林省といたしましては、昨年四十七年度におきまして、PCBと玄米との関係につきまして研究をいたしております。それで、その結果の概要とその試験の模様を申し上げますと、実施をいたしましたのは埼玉県の鴻巣市にございまして農事試験場でございまして、その農事試験場内の土壌を使いまして、それに一〇PPM、一〇〇PPM、一〇〇〇PPMの三つの

ケースについて、PCBを含有混和いたしましたポット試験を実施いたしましたわけでございまして、その結果を申し上げますと、成育過程におきましては、それぞれにおいて通常のものと差異を認めることができなかった、こういう状況でございます。それで、収穫されました玄米につきましてそのPCBの含有状況を申し上げますと、これも大体〇・〇二PPM、こういうことでございまして、土壌中のPCBの含有量と玄米中のPCBの含有量との相互関係を認めることはできない、こういうような試験結果になっておるところでございます。

それから先生からお話がございました、胚芽中にPCBが高く蓄積しておるのではないかと、こういう御指摘がございましたんですが、私も、残念ながら玄米中のどの部位にPCBが蓄積しているか、そこまで実は研究に手が伸びていない状況でございます。四十八年度におきまして、これらを含めまして玄米に蓄積する過程をさらに追及してまいりたい、こういうことで計画しておる現状でございます。

○中尾辰義君 それじゃ、米のPCB汚染に関する食品衛生法上の規格基準の設定のことでありますが、これは現在、食品中におきましてはPCBの規制値は、魚介類、牛乳、肉類、卵類、容器包装のそれぞれについて暫定規制値が設定をされておるわけですね。ところが、米についてはまだ暫定基準ができていない。それで、これはどういふわけなのか、実験がむずかしいのか、技術的に困難なのかお伺いしたいのですが、さきの東京都の調査に関連をいたしまして、都は、独自に厚生省食品衛生調査会の答申をもとに試算を行なつておるわけでありまして、それによりまして、体重五十五キログラムの成人が一日二百グラムの玄米を食べるとして、〇・一PPMの含有PCBなら安全であり、〇・四PPM程度ならまず安心と、まあこういうことを言っているように聞いているわけであり

ます。そこで、東京都のこのようなPCB汚染に対する積極的な姿勢に比べまして、国の対応は非常にこれはおくれつておる。そこで、厚生省はこの都の試算についてどのように考えていらっしゃるのか。なお、米等の農産物についていつごろまでに規制基準を設けることができるのか。この際、明らかにしていただきたいと思ひます。こういうものはむずかしいでしょうけれども、なるべく早くしてもらわれないと、汚染田で被害を受けておる農家の方々は非常に補償等の問題で当惑をしております、そういうことでお伺いしたいのです。

○説明員(三浦大助君) 米のPCBの許容基準のことでございまして、昨年の八月にPCBの暫定基準値をきめましたときに、一応、魚、これは汚染の主役でございまして、一番魚を重視いたしまして、魚、牛乳、乳製品、肉類、卵等について暫定規制値をきめたわけでございまして、このときにおきまして、米と野菜についても早急にきめるべきではないかという御意見はあつたわけですね。当時、まだ米と野菜の実態というものがわからなかつた。その後、私も全国からこれらのデータを集めて、すでに食品衛生調査会のほうに米と野菜の基準をつくるべく諮問をしてございまして、来月上旬のPCB特別部会でこれをきめていただくという手順でいま作業を進めておるところでございます。

先ほどの東京都の見解でございまして、私も、私も昨年の許容基準をきめた際に、人体に一日二百五十マイクログラム以下にPCBの摂取を抑えなければならぬということもございまして、この中にまだ米と野菜の基準値をつくるべき許容量限度と申しますか、この分野が含まれて余裕をとつてございまして、で、現在の汚染の実態等も勘案しまして早急にこれはきめるべく、いま作業を進めておるわけでございまして、

○中尾辰義君 それでは、具体的に滋賀県の日本コンデンサ工業草津工場、その周辺のPCBによる汚染対策、これにつきましてお伺いしますけれども、日本コンデンサ工業草津工場の周辺の水田からとれた米から最高一・三三PPMのPCBが

うな御発言がございましたが、PCBの農作物にかかるとの因果関係も考慮、検討をいたしまして、早急にPCBを土壌汚染防止法による特定有害物質に指定をいたしまして、同時に、対策地域の指定要件を早急に定めるよう検討してまいりたい、かように考えております。

○中尾辰義君 それじゃこの問題、最後にお伺いしますが、ことしの一月、大津の地方裁判所から京都の衛生研究所の藤原博士に鑑定を依頼されまして、その結果、この日コン草津工場の周辺から一〇万PPMから一五万PPMのPCBが検出された。御存じでありましょう。そこで、環境庁の定めているこの暫定指導指針では一〇〇PPM以上のPCBが検出された場合には工場の詳細調査、指導を行なうことになっていくわけですが、今後、この工場に対しては、監督官庁の環境庁または通産省がどのように詳細な調査を行なって指導対策を講じていかれるのか。その点、特に私がこれを聞きますのは、非常に工場が高い濃度のPCBを検出されておられるわけでありまして、なおかつ、さき申し上げましたように、琵琶湖の汚染が非常に進んでおる。この琵琶湖の水は、瀬田川を通りまして、宇治川を通じて、淀川を通じて、京阪神の水資源、こういうことになっておるわけですから、非常にこれは大切な問題であります。現地のほうも非常に頭を悩ましておる問題でありますので、特にお伺いをしたいと思っております。

○説明員(山村勝美君) 御指摘の、水路の底の泥質の中に高い濃度のPCBが含まれているというもののに対する措置でございますが、とりあえず、一〇〇PPM以上の検出については、周辺の分布状態に関する詳細な調査を行なって、それを除去するように指導いたしております。

で、先ほど御指摘もございました草津の農業用水路等につきましては、すでにしゅんせつ、打ち込み等の作業が終わったというふうに報告を受けております。

○委員長(佐田一郎君) 通産省のほうからも聞きますか。

○中尾辰義君 ちょっといまの途中で……

要するに、草津工場から排水口を通じて、ため池の中にためてあったんでしょ。そうして、排水口並びにそのため池をしゅんせつをしたと。しゅんせつをしたかどうかどうだったのですか、ヘドロは。

○説明員(藤本和男君) 日本コンデンサの排水路の先のため池がございましたが、これは、今年の一月にしゅんせつのため作業用地を取得いたしまして、四月に工場内に、いま先生御指摘のヘドロをきめられた法で固めまして、第二次汚染が起これないような処理をしまして、コンクリート槽をつくったわけでありまして、五月にケミコライム法によりましてヘドロを処理いたしまして、この処理いたしましたヘドロを先ほど申し上げましたコンクリート槽の中に閉じ込めまして、二次汚染が起これない形にいたしましたわけでございます。

○中尾辰義君 それでは、さっきの総合的な調査の一つとして、私は、琵琶湖のほうはさきども、何回も申し上げますけれども、近畿の水資源というところで、特に嚴重にひとつ立ち入り検査等もやって、市民に、府民に安心ができるような対策を講じていただきたい、こう思うわけですが、それで、この水質の問題と飲料水として浄化する場合の水資源地のろ過装置の能力といいますが、それについて若干お伺いしたいと思っておりますが、琵琶湖の水は、いままでお答えがありましたようにかなり、相当汚染をされているわけですが、それで水質の中にもPCBがあるんじゃないかと、昨年の琵琶湖総合開発法案の審議の際には、たしか環境庁の発表でわすかであったけれども、PCBが琵琶湖の水の中にある、こういうような調査報告もありました。そこで特定の工場排水口、その周辺はかなり汚染をされているわけですが、この水を水源地におきましてろ過をした場合、ろ過をしてそれが水道を通りましてわれわれの口に入るわけですが、いまの急速ろ過方式といいますが、原水を沈砂池などでろ過して薬品で滅菌する、こういうようなやり方ではたしてこのPCB、あるいはPCBに限らず重金属等のろ過はどういうふうになるのか、そこで完全にろ過されるのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが。

○説明員(国川建二君) ただいまのPCBのろ過効果と申しますか、除去できるかどうかというお話でございますが、実は、これに関するデータと申しますのは非常に少ないわけでございます。先ほど来一般汚染のお話もございましたけれども、幸い、以前から私もあるいは環境庁等で行なっております全国的な水道の原水、取水地点での水のPCBの調査等におきましては、厚生省として定めております試験方法では検出できない程度のきわめて少ない量ということでございます。もちろん、分析方法が非常に進んでおりますから、特別な方法を行ないますればきわめてわずかな量が検出することがございますけれども、現状はそういうことでございます。

したがって、そういう意味での試験データ等はわりあい少ないわけでございますけれども、幾つかの実験等によりまして、普通のろ過ではなくて活性炭等を用いますと、おおむね九〇%以上は除去できるのではないかといいたいわけではあります。もっとも、非常に正確に申し上げますならば、除去率はやはりその濃度等との関係もございまして、画一的には申し上げられませんが、数PPMとか、あるいは数十PPMという程度のオーダーのものでしたならば、九〇%以上は除去できるというように思っております。そういう意味で今後の浄化対策といいますが、という点につきましては活性炭等のろ過方法、そういうものの技術開発が今後一そう必要であろうというふうに考えております。

○中尾辰義君 これは京都市水道労働組合、ここから報告書が出ておるのですが、「琵琶湖の水質汚濁の現況と問題点」、これなんか見ますとこういうふう書いてあるんですね。「原水の浄化では現在の急速ろ過方式では、大腸菌などの滅菌はできても、PCBや界面活性剤などの化学物質のろ過はほとんど不可能」である、こういうような報告書も出ておりますが、これからいろいろ検討もされるでしょう。それで現在、上水道の水質基準の要件、この中には全然PCBも入っていないわけですね。こういう点は改正をしていく必要がないのか。必要があらうと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○説明員(国川建二君) 水質基準は、水道法の省令で定めておりまして、項目で申し上げますならば二十七項目ございまして、必要に応じて新しい項目をつけ加えるなり、あるいは基準値等を検討するということは過去におきましても行なっております。したけれども、ただいまのPCBに対しては、ほとんど申しますか、現状がほとんど……ほとんど申しますか、検出されないような状態でありますので、すべてを通じまして一般的な水質基準そのものを見直していきたいという気持ちは私ももっております。ただいま生活環境審議会の水道部会の中に水質の専門委員会を設けまして、こういう環境汚染の状態、あるいは分析技術の進歩等、そういうことを考慮いたしまして、委員会等の御意見を伺いながら基準の扱いを検討していきたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 それじゃ関連質問は長くなりましたけれども、終わりますが、あと時間が少しありますので、法案につきまして二、三お伺いをいたします。

まず、この第三条の「製造等の届出」の中で、ただし、試験研究のため新規化学物質の製造を行なう場合等はこの限りでないものとする、このようにあるわけですが、試験研究の場合にはこの限りでない、ですから、試験研究の場合にはこれは届け出も何もそういう必要はないわけですか。学者先生方

がいろいろとお使いになるでしょう、試験、実験等のために、この辺の規制は必要なのか。考えようによりますと、こういうような抜け穴を通じましていろいろなことが出てくる。また、科学者が何をやらすかわからない、そういうことも考えるわけですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案の第三条におきまして、試験研究のための新規化学物質の製造あるいは輸入につきましては、事前届け出を免除いたしておりますが、そういうふうにした理由は、試験研究の場合には、事業活動に使います場合に比べてきわめて少量でございますので、環境汚染があまり考えられないということが第一点と、それから試験研究のものでございまして、流通、使用されぬと、こういう事情がございまして、そういう意味での環境汚染が少ないというふうな考えまして、適用を除外することにいたしましたわけでございます。で、問題となるケースとして考えられますのは、いわゆる実験プラントといったようなケースでございますけれども、これも非常に規模が小さく、かつ、稼働期間も限られておりますので、問題はないじゃないかと、こういうふうな考えておるところでございます。

○中尾辰義君 次に、この第三条の二項ですが、「厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁官に送付する」とある。ですから、環境庁官は届け出の写しだけもらうと、こういうことになるわけですが、これは業界との関係において比較的中立的な立場にある環境庁に、製造の届け出、審査の権限を与えないということ、厚生省、通産省、業界の関係からも何となく釈然としないものがあるのですが、この点いかがですか。

○政府委員(齋藤太一君) 一応届け出がございました場合には、その審査はその事業を所官しております通商産業大臣、それから国民の健康を管理しております厚生大臣、両省で共同で審査をいたすことにいたしておりますけれども、同時に、環境汚染問題を所管しております環境庁にも十

分この問題に参画していただきますために申請書の写しを、申請案件すべてにつきまして環境庁官に送付することにいたしております。で、送付を受けられた環境庁におきましては、この書類を見て、第四条の第五項でございしますけれども、必要があると考えられます場合には、厚生大臣及び通産大臣がこの届け出のありました新規化学物質の安全性について判定を行なうに際しまして、事前に厚生大臣及び通産大臣に必要な説明を求めまして、所要の意見を述べることができるということにいたしております。で、こういうことによりまして、個々の案件の判定につきまして十分環境庁の御意見を反映できるようにいたしておるところでございます。

○中尾辰義君 それでは、環境庁長官と厚生大臣あるいは通産大臣と意見が食い違った場合にはどうなるのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 十分に意見を調整をいたすことになろうかと存じますが、環境問題の所管であります環境庁の御意見は十分尊重して運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 じゃ、これで終わりますけれども、第十三条の「製品の輸入の制限」このところですね。「何人も、政令で定める製品で特定化学物質が使用されているものを輸入してはならない。」とありますが、通産省では、現在まで製品として輸入をされた品目のPCBの実態、そういうものを的確に掌握されているかどうか。これが一つと、それから「特定化学物質を輸入しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。」こうありますけれども、これが製品の輸入となった場合、企業秘密ということで公開をされないというふうなこともあろうかと思ひます。外国における企業秘密の定義、国内法における企業秘密の定義、こういったものにつきましてお伺いしたい。

○政府委員(齋藤太一君) 従来わが国に入ってきております各種の機器の中でのPCBが入っておりますかどうかといったことの確認につきましては、製品が外から中身が非常に見えにくい形でござい

ますので、いろいろな機器の中の、たとえば小さなコンデンサー等が内部に入っているといったしまして、その中の絶縁体がPCBであるか、それ以外のお油——絶縁油であるかということを確認いたしますことはなかなか困難な実情にございします。そこで通産省としましては、昨年の三月に、日本機械輸入協会に對しまして、PCB入りの機器を輸入しないようにという自粛方を要請をいたしたわけでございますが、これを担保する方法といたしまして、現在、電気用品取締法に基づきまして、新しい型の電気用品が販売されます前には一

べん通産大臣の承認が必要ということになっております。その承認申請に製品の見本が出てまいりますけれども、それを私どものほうの電気用試験所で検査をいたします際に、PCBを検出する機器を各電気用品試験所に備えましてそこでチェックをする、こういった体制を現在とっておりますのでございします。

○中尾辰義君 それから第十五条ですね、これは「使用の届出」の中で、「特定化学物質を業として使用しようとする者」と。この場合の「業」ということですね、これは具体的にどのようなに理解してよろしいのか。それと、特定化学物質を使つてできた関連品に對しまして、これはこの表示の明記があるかどうか。その点をお伺いしまして終わります。

○政府委員(齋藤太一君) ここで使用者につきましては届け出義務を課しましたのは、「業として使用」する者に限るということにいたしましたわけでございますが、「業として」と規定しておりますのは、特定化学物質を反復継続して繰返し使用すると、こういう意味でございします。ただ一回限りの使用でございしますと、事業者が行なう場合には継続反復の意思があるということで、「業として使用」するといふ解釈をとって差しつかえないのじゃないかというふうな考えております。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分再開

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前中に引き続き化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤井恒男君 最初に確認しておきたいんですが、一連の汚染問題に関して各省庁にそれぞれの所管が分かれておるわけですが、発生源の調査に關する責任は水産庁、排出基準については環境庁、最終的な問題処理に關しては通産省、人体にかかわる慢性毒性の問題は厚生省、漁民の補償救済にかかわる問題は水産庁のような形で問題処理が現在まで進められておるということについて間違いないかどうか、最初に確認したいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 大体先生のいま御指摘のとおりでございますが、問題処理の全般は通産省ということではございしませんで、工場の生産工程等の変更その他工場内の、たとえば排水路等の清掃等工場内に關します問題につきましては通産省が担当いたします。

○藤井恒男君 なお、魚介類の漁獲についての規制あるいは禁止というふうな点については、現在、漁業法によつては不可能であるという点について、水産庁のほうで確認していただきたい。

それから、ただし厚生省による食品衛生法に基づいてこの漁獲についての規制、禁止はよろうと思へば可能であるという点について、かように承知して間違いないかどうかです。

○説明員(松下友成君) 漁業法に基づきます漁獲の規制措置ができないという点でございしますけれども、漁業法の三十四条、これは漁業権の制限または条件に關する項でございします。それから三十九条につきましては、公益上の必要に基づきます漁業権の変更その他の項がございしますけれども、

もともとこの漁業法と申しますのは、いわゆる水面の総合的な利用をはかりまして、生産力の発展をはかるというたてまえでつくられたものでございまして、現在問題になっておりますPCB、水銀等の規制を行なうには適当でないと考えられるわけでございます。

○藤井恒男君 食品衛生法の場合はどうですか。

○説明員(三浦大助君) 食品衛生法で現在の漁獲規制ができるかという御質問でございますが、現在、食品衛生法でPCBの規制値が暫定基準となっておりまして、指導基準になっております。したがって、これは暫定基準をきめた段階で多食者とかあるいは乳幼児、妊婦、こういったものの影響を考慮して、それらの調査が終わった段階でもう一度基準値を当たってみよう、こういうことになっていくわけなんです。その段階で正式に規制値ということになりますと、これは食品衛生法の七条の基準、規格ということになってくるわけでございまして、現在のところ、指導基準ということをやっております。

なお、魚の問題につきましては、市場から以降の消費者に渡るまでの監視の過程は厚生省で監視をしております。実際問題として、こういう生鮮魚介類につきましては、PCBの収去をして検査値が出るまでに二日半から三日かかってしまします。どうしても市民の口に入らなあとに結果がかわかるという事態になりますので、水産庁のほうに、こういうものは生産地対策が一番肝心だということ、生産地指導をお願いしてございまして、

○藤井恒男君 そうしますと、現在問題になっておりますところの魚介類に関する漁業規制法については、漁業法あるいは食品衛生法いずれによってもこれを規制し得ない、とり得る措置としては自主規制——繊維じゃないけれども、自主規制によらざるを得ないというふうに承知せざるを得ないのだけれども、それで間違いないかどうか、所管の方からひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(松下友成君) 現在の漁業法関係の法体系がそのようになっております。

○藤井恒男君 それじゃ逐次質問いたしますが、環境が破壊されたという結果は、現実の問題として人体に被害があらわれることによって問題にされておるというのが現在までの状況だと思っております。環境破壊というものが実際、人体に影響をこうやってはじめて社会的な問題になる、これがいままでのわが国の実態だと私は認識しております。具体的に言うなら、水俣病が発生したのは二十年前、昭和二十八年、PCBが問題になったのが昭和四十三年、いずれもこれは人体に被害が起きて問題になっておるわけです。水俣病の原因となる有機水銀についても、規制というものが非常に手間とってあった。そういう点でいいますと第二、第三の水俣病が発生しておるし、PCBの問題についても、現実に全国調査を行なったのが昨年の十二月、汚染地域が明確になったのは、むしろそれからかなり日がたったことしの五月、これが実際であると思うのだけれども、この種の有害化学物質による汚染、そして、それに伴う公害というもののついて、その性質上非常に発生源の掌握が困難だということ、私もよく存するわけでございまして、それにしてもその対策というのがいかにもおそ過ぎる。あたかも人体実験をやっておるようなものだ。人体に被害が出なければ何ともならない。また人体に被害があっても、いまお聞きしたように漁獲を規制する法的措置がない、したがって、それは漁民による自主規制にゆだねなければならぬ。

かりに疑わしき水域というものがあつて程度明確になってきたとはいふものの、言うまでもなく、魚というのは近海を泳いでおるわけですから、居を定めておるわけではない。そうなってくると、慢性中毒というふうなもの、これはわが国の国民の健康、現在の国民の健康のみならず、遺伝などによって将来にわたる非常に大きな禍根になるというふうには私は思うのだけれども、その辺のところをわれわれの側から見ても、国民から見ても、いかに

にもやることなすことが後手後手過ぎるじゃないか。そうしてその間に取返しのかからないような、人命にかかわるような、いまわしい事故が相次いでおこる。こういうことについて環境庁、通産省としてどのように考えておるのか。また、この問題がこれほど社会問題になっておるときに、今後抜本的にどうしようとしておるのか、国民は、昨今の新聞紙上あるいはテレビ、ラジオの報道などを見て非常に戸惑っておる。自分自身の家庭の事情で申しても、毎日食膳に魚というのがあるのが、いまのところあたりまえなんです。日本人であれば、魚を買っていいものかどうなのか、あるいは買って、これを買って病気になるたら一体どうなるのか。あるいは魚を卸す人たちが、魚をとる人たちは、一体われわれの生活をどうするんだと、非常に困っておる問題です。この辺のことについてまず最初に、総括的に大臣並びに環境庁のお考えをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) PCB並びに水銀等につきましては気のつくことがおそかったことは、まことに政府として反省しなければならぬところであらうと思っております。しかもその気のつき方が、病人が出てきてからそれを発見したという点は、かなりの落ち度であると思っております。

ただ、こういうような物質は初めて出てきたものでございまして、いままでの行政が慣性で流れてきた結果でこういう結果を招来したと思ひまして、今後は、新しい立法をいまお願いもしております。そのほかにいまわかってないけれども、そういうような潜在的な病人がほかの物質によって起こりはいないか、こういう点も深甚な注意を持って、政府全体として監視していかなければならぬところであると思ひます。また、将来新しい物質、あるいは輸入物質等については、これは医薬品等も含めて厳重な監視を行ない、実験を行なって安全度を確認した上でなければならぬものを製造し、販売することは許せない。そういう点について政府の厳重な監視を必要とすると思ひます。

○説明員(三浦大助君) お答えいたします。

先生御指摘のように、PCBとか水銀による環境汚染を確かに未然に防止できなかったというところは、政府全体の責任であると思ひます。一たん環境中に放出されてしましましたという難分解性でしかも有害な物質は、それを現状に戻すことは非常に困難でありまして、いま問題となつていような事態を生じているわけでございまして、今後はこういうことのないように、新しい科学技術あるいは新しい化学物質の適用といひますか、実施につきましては、テクノロジアセサメントと申しますか、利点と同時に、環境に対するマイナス面を十分に審査した上で実施に移さなければならぬというふうな考えをしております。

○藤井恒男君 昨年十二月に、PCBの汚染の実態調査をそれぞれ関係省庁で合同で行なつたわけですが、このPCBの汚染実態調査の結果というものについて、それぞれの省庁で自信を持ってこれは発表したものかどうか、そのところをひとつお伺いしたいと思います。これは環境庁、水産庁、通産省との合同で、もちろん運輸省、建設省も入つておつた模様だけれども、PCB汚染の問題です。

○説明員(山村勝男君) 環境庁が分担いたしました水質、底質調査の方でございまして、四十七年度にその状況の実態調査をいたしましたのは、PCB問題が非常に緊急であるということから、全国的にその汚染の概況をつかもうという趣旨で行なつたものでございまして、その結果を見て本年度より詳細な調査を行なうという計画のもとに行なつたものでございまして、したがって、本年度は、引き続き全国的な調査を継続するというところでございまして、

なお、その結果のデータにつきましては、分析方法も全国的に統一して行なつておりますので、信頼性は十分あると考えております。

○説明員(松村克之君) お答えいたします。通産省の調査も、いま環境庁のほうからお話がございましたように、政府といたしまして一つの

マスタープランのもとに行なつたわけでございますが、通産省の分担いたしましたのは、PCBをかつて製造した工場または使用した工場について、PCBの使用メーカーについては全数、感圧紙メーカーについても全数、あとコンデンサーメーカーあるいは熱媒体工場等についてはサンプリング調査ということで行なつたわけでございますが、分析につきましては、いま環境庁からもお話をありまして、統一した分析方法ということで、専門的分析機関に委託いたしましたので、分析を行なつていただいたわけでございますので、その結果については正確なものであると、こういうふうにご考へております。

○説明員(松下友成君) 水産庁も環境庁と協力いたしましたので、全国的な意味でのPCBの汚染魚の状態を把握するために、昨年、概況調査を行いましたわけでございます。その結果を受けてまして、なお、各県独自でされております調査結果等を勘案いたしまして、精密調査を本年から実施している状況でございます。先ほど環境庁のほうからお答えございましたように、昨年の調査というものは、全体の概況を把握するための調査というふうにご理解していただければと思います。

○藤井恒男君 環境庁、それから通産省の水質並びにPCBの製造、使用工場の調査はともかくとして、魚介類を調査したのは水産庁ですね。このデータはいただきました。このデータを読んでみますと、たとえばフナなど一匹ないし二匹の調査によってシロと断定している個所がある。ところが、つい最近、東京都の調査では、水産庁が行なつてシロと断定したものがクロになっておる。たとえば多摩川の河口のボラでは、十二月の調査では最高値が二PPM、平均値が一PPMであったものが、今回の都の調査ではこれをこえておるというところになっておる。すし屋でよく食べるところのコハダ、コノシロなどについても、昨今の東京都庁の調査では九・六PPMの鉛が検出されておる。けさのラジオでも報道されておりました。が、東京のたしか中央卸売り市場にはコノシロは

入れるなというところを指示しておるというようなことでございます。このように十二月の調査では東京都実施機関に含まれておったと私は思ふんですが、それが発表された時点、その発表する機関によってシロがクロとなり、あるいは含まれておるところの濃度にも差異がある、一体どういうことであらうか。また、東京大田区の不二研究所の十二月の調査では、水質調査で〇・四三PPMであったのが、今度の都の調査では、同じ水質が四・九PPMが検出された。

こうなつてまいりますと、これは水質検査は環境庁でございますが、それぞれの発表時期がわずかに違う間に、しかも同じ場所でのこのような差異が生ずる。これを受ける国民の側から見れば、一体何が正しいんだ、さきに発表された環境庁あるいは水産庁のデータ法よればシロだ、安全だと言つておりながら、都が出せばだめだということになる。一体だいたいどうぶなのかという疑惑になる。データを発表すればするほどいまの状態は国民を不安におとしめておるといふふうに言わざるを得ないんです。先ほどのお話ですと、統一された書式に基づいて委託された機関が調査をしたものであり、きわめて信憑度の高いものであるといふふうなお話でございましたが、どちらが正しいのか、一体、国民は何を信用したらいいのかというところになるわけなんです、この辺のところを明確にひとつ教えていただきたいと思います。

○説明員(松下友成君) 昨年、全国百十水域につきまして、環境庁と共同いたしました水産庁も調査いたしましたわけでございますが、これは、ただいま申し上げましたように、あくまで全国的な概況を把握するための実態調査でございます。この実態調査を踏まえまして、また、それぞれの地方公共団体で独自に調査を進めておられる点もございますので、そういう調査結果も勘案いたしまして、事前に精密調査の必要性につきまして関係の都道府県と協議をいたします。その結果に基づきまして、汚染が進んでいると認められます水域につきまして、合計で十四水域でございますが、今

年の二月から三月にかけて調査を実施したものでございます。それが精密調査でございます。この調査にあたりまして、先ほど申し上げましたように、試料の採取個所の選定あるいは分析方法等につきましても関係の府県と十分打ち合わせをしたわけでございます。

この結果、PCBの暫定規制値——暫定基準をこえる水域、つまり三PPMをこえるものが二〇%以上含まれるものでございますが、これにつきましては早急に必要措置を講ずるよう県を指導してまいっているわけでございますが、なお、今回の精密調査で汚染魚が検出されなかった水域につきましても、また、その後の都道府県におきます単独の調査で問題となりましたような水域も含めまして、今後も安全であるという結論が出ますまで、定期的にこの種の点検、調査を続けてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○藤井恒男君 先ほどちょっと申した不二研究所の水質の問題はどうですか。

○説明員(松村克之君) お答えいたします。不二研究所は、これは私も四十七年の七月にサンプルを取りまして分析したわけでございます。それで、その結果、先ほど先生からお話のございました十二月の発表ということになつたわけでございます。そのときの値は〇・四三PPMということでございます。ほぼ同時期に東京都が、正確な日時を記憶しておりませんが、たしか四十七年の五月に行ないました場合には、〇・二PPMという数字を記録しております。それから、その年の九月にやはり東京都が分析いたしました。そのときは〇・〇三PPMという数字であつたというふうに伺っています。

それが最近、ことしになりました。東京都が第三回目の分析を行なつたときに、四・九PPMという非常に高い濃度が分析されたというふうに向つております。したがって、前二回においては大抵私どもの分析値と近い数字ということで、これにしても若干高いわけでございますから指

導を続けてきたわけでございますけれども、今回の数字については、ちょっと私もこの点については異常に高い数字であるというふうに思つておりまして、東京都が前に二回やりました数字とも非常に離れておりまして、私もといたしましては、東京都とこの問題についてさつき検討に入りたい、こういうふうにご考へておる次第でございます。

○藤井恒男君 結局、おたくで調査なさつた時点、それがかりに四十七年の七月としても、およそ一年も経過しておらない。そういうとき、しかも、おたくが調査なさつて〇・四三PPMというものを現実には把握されたあとも、まあいろいろな面でアドバイスもなさつておると思ふんだけれども、東京都の調査が信憑性があるというのであれば、四・九というものがもうすでに発表されて、しかも四・九というものが発表される以前に調査のデータが出れば、私は何らかの方法で皆さん方はそのデータを承知されることと思ふんだけれども、いままでもそれを放置して、これからアクションを起こして東京都と調整するということがいかなるものであらうか。

これは東京都の調査のデータの誤りである、あるいはサンプリングが間違つておるといふならともかくとして、現にこういう異常な数値が出ておる。しかも新聞に報道されておる。その前にもっと権威があるとわれわれはみなぎやならないおたくの調査結果では、もうはるかに低い数字しか出ておらぬ。これは私、いままですでにこの場にお見えになる前に、たとえば東京都の間違ひであるとかいうことであれば、これは案外しあわせかも知れぬのだけれども、あるいは本当だったと、だから、しかるべき措置をとつたという答えが返つてこなきゃいかぬのじゃないですか。これからひとつ調整するということはいかに私、よその機関でやつた調査結果だからそれは別だといふような印象にしかたれないし、これを取り巻く問題があまりにも大きいのがゆえに、これからどうしようと思つておられるのか、その点もう少し

聞かしてもらいたいと思います。

○説明員(松村克之君) 若干の私どもの対策が、おくれられている点についてのおしかりは、ごもともでありますが、若干弁解になりますけれども、東京都から私どものところに、こういう調査結果について何か報告といいますか、連絡といえますか、そういうものがあるわけではないんです。これはむしろ環境庁のほうの御所管かと思いますが、私もそれに触れているようなこと、データを集めるという、これは業務上そういう義務はございますけれども、制度としてはそういうふうになっているというところで、こういう数字を把握いたしますことが若干おくれたいという点については、今後は改めていきたいと思っております。

○藤井恒男君 それぞれの地方自治体において現在行なわれているところの水質、土壌あるいは魚介類に対する調査というものは、それぞれの地方自治体がそれぞれの発想に基づいて、独自の研究方法で、独自の手法によって調査を行なっているものなのかどうか。それと、中央官庁との関連性は全く断たれておるものかどうか。この辺について一ぺんあらためてお聞きしたいと思っております。いまのお話だと、都はかつてにそれをやっているのだ、だから都は報告する義務もない、ただ、中央官庁としては、いまいい悪いではあるから、ある程度データをとるといえるのは、これはまあ職務の一つとしてやっておるというお答えでしかないんです。しかし、現実にはそこで生活しておる者からすれば、同じ日本人だと、そんな水産庁が何だ、環境庁が何だ、東京都が何だ、要は、その汚染源をはっきりしてくれ、どうしてくれ、なんだというところなんです。それは環境庁がやっておるか知りません、それは水産庁だから、それは東京都がやっておるのだからといって、一体そこに住んでおる人間をどうしてくれるんだということになります。これは、それはどうなんです。いまの水産庁、環境庁、全部調査はかかっててんでんばらばらに全国でやっておるんですか。

○説明員(山村勝美君) PCB対策につきましても、すでに政府にPCB対策推進本部をつくって、その中で各省分組をきめながら、総合調整しながら、全体計画として進めていくということをやっておるわけで、先ほどの問題につきましても、は、私個人的に考えますのは、排水の水質というものは若干ずつ、特にPCBオーダーであります。多少とも変動があり得るということでございます。多少とも変動があり得るというところでございまして、おそろく今後の調査において留意すべきことかと思いますが、排水の水質試験の回数を増加するとか、それを総合化して発表するような措置を考えると、あるいはヘドロにつきましても、はかる地点によっておそろく違うと思っております。地点数を増加するとかいうようなことを配慮しながら四十八年度の調査計画を立てていきたいと思っております。

○藤井恒男君 魚類はどうなんでしょうか。

○説明員(松下友成君) 魚介類につきましても、環境庁を中心にしてまとめられました統一基準に従いまして、この分析方法その他につきましても、県に指導しておる状況でございます。ただし、この水産庁が行ないます調査に加えて、各府県が独自の立場で調査されることは妨げないというふうにご考慮しておるわけでございます。

○藤井恒男君 先ほど大臣も、きょうから新しい総合調整的な機能を発揮して問題処理に当たると言っておられたので、いままでのところ、あつたことだからしやうがないと言えはそれまでだけれども、お聞きのように、われわれ国民から見ればきわめてこうばらばらな形でやっておるような印象にしかたないし、お聞きしてもそういう形しか返ってこないわけです。しかるがゆえに、昨日も新聞で報道されたように、統一した機構を持つとされたんだと私は思うのだけれども、これについては後ほどまた注文をつけたと思うので、時間がありませんから先に進みますが、いま八府県のPCB使用工場の三百三十八工場のリストをいただいておりますが、このリストをもと

に、汚染源を究明すべく、立ち入り調査を行なうというところになっておるのだけれども、この疑わしきと目される三百三十八工場の調査は具体的にどのような方法でやるのか。また、いま一番大切な問題は、汚染源を突きとめるということにしろられるわけですが、その汚染源を具体的にいつごろになれば発表できる段階になるのか。新聞紙上などでは、大体八割くらいはわかっておるんだというところも載っています。だけれども、全部そろわなければ発表できないのかどうなのか。汚染源を突きとめて元を締めると、それによって漁民に対する生活保障、そしてまた、そこから出るところの生活不安というものを補っていくということが大切だといわれているときです。具体的にはこの汚染源というものがいつになったら発表できて万全の対策を打ち立てられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(齋藤太一君) 先般、水産庁から発表させられました魚介類の汚染地域八水域が所在いたします府県にありますが、PCBを現在使用中、あるいはかつて使用した工場三百三十八工場につきましても、通産省とそれから地方自治体の協力を得まして、工場立ち入り調査を行なうことにいたしました。この調査は、それぞれの工場におきましてPCBの購入量、使用量、それから、できまれば環境中に排出されたPCBの量、その工場におきまして排水の処理状況、PCBの保管状況、あるいは今後のPCBから非PCBへの転換計画、こういうものを調査をする予定でございます。ただ、いまのところでは来月の中旬までに調査を終了したい、こういうふうにご考慮しております。この調査結果を自治体とも協力をして活用したいとして、なるべく早く汚染源の究明をいたしたい、かように考えております。

○藤井恒男君 先ほど私も触れましたけれども、もうすでに東京、大阪の魚市場では汚染水域の魚は扱わないというような立場も出ておるし、現に、そういった水域では漁業規制というものを行政指導によって行なっている。漁獲ができ

ない漁民は、汚染源の発表ができないうわけですから、それと疑わしき工場に詰め寄って直接判をやら。東洋紡のように、まあどうかかわからぬけれども、とにかく、時価でその魚は全部買い取ろうというところもあれば、それはうちだけの問題じゃないぞ、はつきりするまでは何とも言えぬじゃないかと突っぱねるところもある。非常に険悪な空気が現場では起きているわけです。また一方、ジャスコあたりは独自の汚染水域とおぼしきところを指定して、そこで魚介類は扱わない、こういうことになっておる。スーパーは、同じようなスーパーとしての機能を生かすがゆえに措置をとることは明らかだと思ふ。そうなる、魚に一レツテルを張っておるわけじゃないんですから、その周辺におる人の奥さん方は、一体何を求めたらいいんだということになる、皆さん方の一歩一歩おくれた手の打ち方は、私はもう非常に大きな問題をももたらしていると思ふんです。

したがって、この辺の問題については私はお伺いしたいわけだけれども、その際新聞の記事だからどれほど正しいかわかりませんが、水産庁で、先ほどちょっと触れておられましたが、現在の暫定的な基準を設定した。その場合に三P P Mときめたわけだけれども、そのときにこういうことを言っておられるわけですから、経済的価値と医学的価値とをきめたいんだと。これは厚生省の環境衛生局長が言っておるという記事が六月五日の朝日新聞に載っております。そうだとすると、暫定基準というものを設定したものの、それを設定に当たった方が経済的な価値と医学的価値とをきめたいんにかけて限界値を暫定的にきめた、それが三P P Mである。

【委員長退席、理事若林正武君着席】
一体これは国民にとってどう判断するものなのか。事生命にかかわる問題だし、いま申しましたが、それぞれこれをななりわいとしておる方たちはたいへんなショックを受けて、それぞれの問題を

現地で起こしておるときに、私はこれはあまりにも不用意といったらなんですが、われわれから見れば腹立たしい表現になるわけなんで、そんなまやかしものやと違ふぞというのを言いたいわけなんだけれども、この辺についてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(三浦大助君) ただいまの暫定規制値のきめ方に關しまして、新聞に、経済的な価値と医学的な判断を天びんにかけてという表現があったというお話でございまして、これはどういふ発言をして、そのとおりに発言したものでござい、私はその真偽のほどはわかりませんが、ただこの暫定規制値をきめるときには、いきなり人体実験ができませんので、どうしてもこういうものは動物実験に頼らざるを得ません。これはかなり長い間の外国の実験をもとにし、また、日本でも不幸にしてカネミ油症というPCBの非常に不幸な事件があったわけですが、それらの研究の成果をもとにして、ともかく、人間が一日に一キログラム当たり〇・五ミリグラムという最大無作用量を基本に定めてございまして、これをさらに百倍の安全率を掛けまして五マイクログラム・パーキログラム・パーデーと、したがって、非常に安全な限度でこの基準値の設定をスタートしておるわけなんです。そうしますと、五十キロの成人で、一日当たり二百五十マイクログラムまでなら百倍の安全率を見ても安全ですというこの根拠に立って各食品に規制値を割り振ってございまして、経済的価値と医学的価値をてんびんにかけてというよりも、むしろ、人間が一日に摂取する最も安全な規制値をもとにして、現在の私も国民の摂取量、それから各食品の摂取量、それから汚染の実態、こういうものを勘案して各食品に割り振ってきめたというものでございまして、決してこの規制値がそういう経済的な価値と医学的な判断をてんびんにかけていうことできめた規制値ではございせん。きわめてこれは安全な数値であるという根拠に基づいてきめております。

○藤井恒男君 これからの問題としてこれはず

と見守っていかなくはいかぬし、後ほど述べたいと思ふんだけれども、身体検査なども十分尽くしてやらなければならぬと私思ひます。しかし、さきにもちょっと触れたのだけれども、現に強力な行政指導によって、漁獲規制というものが行なわれないまでも自主規制というものをやらしておる。それから、現に漁民が汚染水域でPCBを扱った経緯のある工場に押しつけて、その補償問題についていわば自主交渉ですね、自主交渉をやっておる。発生源を政府も示してくれないからやり場がない。自分らも生活に困るから、疑わしいものを出したからそこに行つてとてこい、こうなるわけなんです。

こうした場合に、先ほどお話のありましたように、汚染源というものが明確になつてくればともかくとして、かりにそうでない場合、操業をしなければならぬ、あるいは地元との融和をはからなければならぬというところで漁民にかりに補償をすれば、そして、そのあとは別にPCBをたれ流したわけでもないという状態が判明して世に明らかになる、こうなつた場合に一体どうするのか。これはもう現実の問題が起きておるのです。

「理事若林正武君退席、委員長着席」
たとえば瀬田川流域でもそうだし、あるいは敦賀湾でもそうだし、岩国でもそうだし、いまのところ住民も騒ぐし、PCBというのは現に、いままで使つた経緯がある。しかし、技術的にそれは管理しておる自信がある。だけれども、騒ぐという状態の中でどうしようもない。したがって、とりあえずそれじゃ出すものは出して、しかし、あとでそれがシロになつたときにその責任は政府がとるかどうか。これはどうなんですか。それは、そのときにクロと判定された汚染源に全部それを負荷するの。そのことは政府が補償するの。か、その辺の考え方を聞かしてもらいたいと思ひます。

すので、なるべくすみやかに補償が行なわれる必要があるかと存じます。そういう意味合いで早く汚染源を究明をいたしまして、自治体の協力も得まして、汚染源が推定いたしましたならば企業を指導いたしまして、積極的に前向きにこの補償交渉に臨むように企業を指導してまいりたい。かように考えております。

なお、その間のつなぎが非常に問題でございまして、これにつきましては、きょうも政府の水俣病等対策推進会議の討議が行なわれまして、休漁しております漁民に対する緊急融資の問題、また、それらの関連業者に対する融資の問題、これにつきましてもなるべくすみやかに政府としまして結論を得まして、そういった融資を実行に移したい、かように考えておる次第でございまして、それから、一部におきまして漁民の申し出に応じて補償と申しますか、企業が自発的に魚を買い上げましたり、あるいは金を交付したりしておるところがございまして、これは企業数が少なく汚染企業の特長がわりに容易な場合に企業が自発的に行なつておるものやうでございまして、いずれにしても、これは企業が自発的に行なつたこととございまして、後日汚染源が確定しました場合には、その汚染源との間の話し合い等があるいは必要かもしれませんが、企業としては、自己の企業の工場の操業の必要上支払つたといつたような経緯もございまして、この辺は完全にまた他の企業がそれを補償すべきかどうか、いろいろまだ話し合い等で解決されるべき余地が残つておる問題かと存じます。

○藤井恒男君 これは私は、もう少しきめこまかい指導をしてもいいと思ふのです。というのには、漁民の側からすれば、汚染源というものを明確になさるめわけでしょう。皆さんがいまだに見せて、そしてその補償は現地でやりなさいということは、これは漁民の側からすればにきき御旗を持つたみたいなききです。だからそれ行けということですよ。企業にしてみれば、これは全部の企業が私は悪とは決して思つていないんで、まじめにやっておるところもある。ところが、そういう側から見れば、企業は悪なりということになりまして、そして責め立てられる。企業は悪という環境の中で責め立てられたら、企業が存立するという上から、ともかく何とかしのがなきゃならない。そこへもつてきて、あなたが先ほど言われたように、それは自分の操業を維持するために自分が出した金なんだからまへの責任だ、だから他の企業がクロとなつて、他の企業がそれを弁済することはいかげなものであろうかという意味の発言なんだけれども、事の本質は何かと言へば、私は政治の問題だと思ひます。

やはりいままで放置してきた問題もありまして、うし、また、早急にその汚染源というものを突きとめるということに手間ひまかけておる、あるいは漁業補償という措置も、まあ融資というのを考えるというものの、それは当座漁業がでないということについてのものであつて、その人の生活を支えるものじゃないですね。本質的に、そうなつてくると、いまのようなことは私は、不確かなデータというものをばあつとばらまいて、そしてその場で起きる問題をその場で何とか切にしかとふたをかぶせておるといふふうな印象にしかとれないわけです。それでは私はあまりにも不親切だと思ふんです。もうちょっときめこまかい指導なり対策というものを講じてもらわなければ、現地におる者はたまったものじゃないといふふうにおもふんで、もう少し実のある答弁をしていただきたいと思ふんです。

○政府委員(齊藤太一君) 先般発表いたしました工場のリストには、使用の量もあわせて記載いたしておりました。たとえば、ただいま漁民が交渉に参つております工場は、その地区で最大の使用量を持つておつた工場のごときでございます。そういう意味で漁民はそちらに参つたんじゃないかと思ひますが、いずれにいたしましても、御指摘のやうになるべく早く汚染源を確定いたしまして、

その汚染源相互の間でのそういった面の話合いを、汚染の強度等に応じてできるだけ話し合いを進めることが必要かと存じますので、まず汚染源の究明のための現地調査を進めてまいりたい、かように考えております。

○藤井恒男君 こればかりやっておたら法案審議に入れないので、来週には公害との合同審査もあるようですから、そのときにまたあらためてお聞きしたいと思うわけですが、私、最後に汚染問題で申し上げたいのは、昨年十二月のPCB汚染実態調査に次いで、今度十四水域の精密検査結果が六月四日に発表されたんだけれども、八水域で基準をオーバーしておるのが海水で六%、淡水で九%という、たいへんショッキングな大きな見出しでPCB汚染が進んでおるといふ新聞記事に接したわけですが、この記事を見て、漁業関係者もそして消費者もみんな安心するどころか、非常に不安を増したというふうには私は思います。

どうしてこんなことになったんだということを私も思うわけですが、結局、先ほど申ししたように、調査というものがこま切れであるんじゃないだろうか。そして抜本的な対策というものがない。だから一つのものが出てもみんなが信用できない。あとからまた何が出てくるかわからぬというふうな不信感に包まれておるんだらうというふうには私は思う。だから、もう少し私は勇気を持って——いまあるいは七、八はわかっておるといふこの汚染源なども、元々を締めるといふ意味から、わかった地域からでもここはこうだ、汚染源はこうだった、だからこの点についてはこういう万全の措置をとった、だから一カ所でもいい、明らかにこういう措置がとれたんだぞという姿はやはり国民の前に示すことが必要だらう。そうすることが全国的な問題については解決の糸口になるんじゃないだろうか。日本列島全体を一例に並べた形で全体を調査して、全体を通ずるところの調整措置を講じて、それを一挙にすばと出していかうというふうなことは問題が進まぬのじゃないだらうかという気がするんです。非常にむずかしいことかも知れぬけれども、そういう意味で、地域なら地域を限って先行せしめる、解決しやすいところから先行した形で解決手段を講じていくというふうなことを一ぺんお考えになったらいかがなものであらうかと思ひます。

それから、先ほどの水質試験のにおりに申ししたことです、半年過ぎればそこに含まれているところの数値が、濃度がもうずいぶん変わってしまふというふうな現実のデータが世に発表されておるわけですから、今後、調査というものはやっぱりある期間を置いて定期的に実施すべきじゃないか。それから、調査にあたっては地方自治体が独自でいまいやっておられるようですが、それを中央のほうである程度コントロールして、分析手法その他も統一して、そして全部が総合した形でこの調査というものを定期的にやれるものかどうか、その辺のことも十分考える必要があるだろうと思ひます。

それから魚介類の漁獲の問題について、現行法では漁業法、食品衛生法いずれをとっても問題にならないというところでございますが、現実には濃度の濃い魚介類が発見された地域における漁業規制というものを、先ほどどなたから御指摘があったんだけれども、いわゆる現地主義に立って、市場から消費者への間じゃなくて、やっぱり現地で問題をとめるという意味から、法の改正なり、新たな法をつくる必要があるんじゃないだらうかという気がします。

それから、疑わしき地域においてはやっぱり思い切って全数ぐらいを対象にした身体検査というふうなものもやるべきじゃないだらうか。ただ、漁業従事者あるいは魚を人よりもたくさん摂取しておる人がある程度抜き取って、サンプルとして取り上げてやるというんじゃないで、現実にもそこで生活しておる人たちに健康診断というふうなものを実施してみることがあるんじゃないだらうか。これは問題を大きく広げるという意味じゃないで、人命にかかわる問題ですから、このぐらいのことをしても私はおそくないという気がします。

ので、以上の点、とりあえず今度の汚染問題に関することとして私の思いつきのままの考え方を申し述べたようなわけですが、このことについてひとつきようは大臣お一人しかお見えじゃございませんで、お考えをお聞きたいと思うわけですが、

○国務大臣(中曾根康弘君) いま御指摘になりました数点は、確かにこもつとものように思ひます。やはり発生源を確かめるといってもなかなか時間がかかることとございしますから、その中のこれはとおぼしき急所を押えるということは一つの早いやり方であるように思ひます。また、健康診断あるいは魚介類の搬送等の問題についても、根元で処理するということも非常に大事であると思ひます。そういうような諸点は大体県庁も中心に行なっているわけとございしますが、環境庁を中心にいたしまして、政府も一体になって県庁に負けない誠意と熱意を持って協力してやるべきである、このように思ひます。

○藤井恒男君 じゃ、法案に少し入りたいと思ひます。

この法案の中で、化学工業の進歩発展によって、今後どのような化学物質が世に出てくるかわからないというふうな状況の中にあるわけですが、新規の化学物質について安全性の審査、試験の結果というものが明らかに難分解性であり、毒性などがあって、環境を通じて人の健康に影響を与えるおそれがある、こういう化学物質を今度の法案によって特定化学物質ということにしておるわけですが、慢性毒性があるから特定化学物質として指定するということになっても、この許可制のもとで製造はやはり認めるわけだし、そして用途を限定するということも、現に使用を認めるということになるわけですね。そうなった場合に、環境汚染を防止するという意味から、先ほどPCBがございせんが、元々を締めるといふことが一番安易で完全なやり方なんです、特定化学物質として指定しても、結果はその製造を認め、用途を限定しても使用を認めるということになった

とき、はたして環境汚染を防止するということができるのかどうか、まあこれを全面的に、そういった明らかに毒性があるというものの使用を認めない、あるいは輸入を認めない、製造を認めないというところまでいくことは行き過ぎなのか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案では、第十四条におきまして、いわゆる特定化学物質ということと環境を汚染し、食物連鎖を経まして人の健康を害するおそれがある物質につきましては、政令で定める用途以外には使用をしてはならないという規定を置いておりますが、この考え方は、私どもたてまえとしては、特定化学物質に指定になりましたものについては原則として製造、使用をさせないというふうなきびしい姿勢で臨んでまいりたいというふうな考えとございします。ただ、非常にそれが有用な物質でございまして、しかも他のもので代替ができないような、つまり代替品がないと、これは経済的な意味でございせんが、その性能、機能等の面で変わりはない、しかもその特定の用途の場合は、環境汚染をおよぼさないで使われ得る用途がある場合、そういう場合に限りまして、環境汚染のおそれがないという場合に限り、しかも代替品がない場合にこれを使うことを認めよう、という趣旨でございします。

たとえばPCBの例で申しますと、現在トランス——大型トランス等は密閉された容器に入れられて使われておりますので、そのまゝの形で使用する限りにおいては環境を汚染する懸念はないというふうに見られておりますが、問題は、きちんとこれが回収されまして無害化処理ができるかどうかという点にございします。したがって、かりに今後、PCBを本法によって有害物質の特定化学物質と指定した場合には、トランスを用途として指定し得るかどうかが、これは結局回収のめど、それから無害処理の方法、こういうものが必要でございまして、そういうふうな、単に使用中に環境を汚染しないだけでなくて、必ずそれが回収のメドがはつきりしてございまして、同時に、回

収したあとそれを無害化して処理することが可能である、こういう、非常に限られた場合にだけ使用を認めようというふうに考えております。そういう意味で、たてまえとしては、もう特定化学物質になった場合は、使用、製造は非常にむずかしいというようなふうにお考えいただいたほうがよろしいかと思ひます。

○藤井恒男君 化学物質についてこれからは事前審査制を採用していくわけなんだけれども、実際に試験をする化学品安全センターをはじめ、国立の試験所、研究所、こういったところが大体三カ月以内に結果を通知するということになる、これから数多くの新規の化学物質というのがどんどん出てくることは間違いないけれども、はたして可能であるかどうか、人的にもあるいは資金的にも、機能的にも、この辺、私も化学工場に籍を置いていた経験から見ても、ほんとうにだいたいぶんだらうかという気がするんだけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) この法案が施行になりますと、その後の、いわゆる新しい化学物質は全部製造前に政府に届け出まして、政府の審査を受けることとなります。

本法案の第四条では、届け出を受理しました日から三月以内に三つの区分をするようにいたしております。第一は無害であるというもので、第二は特定化学物質に該当するもので、第三はどちらとも判断がつかないもので、こういうことでございまして、まず、届け出を受理しますと、書面審査等によりまして三カ月以内に、ただいま申しましたようなシロクロか灰色かというふうに分けをいたします。これは主として過去の得られました知見等から判断をして、審議会等で学者に集まっていたいただきまして、こういったふうに分けをしていただくというふうに考えております。

問題は、この第三番目の灰色と申しますが、クロともシロともまだ書面審査では判断がつかない、こういうものにつきましては試験を実施をいたしまして、試験の結果によってそのシロクロを

判断することになります。三カ月以内に結論を出しますのは、シロクロか灰色かまででございまして、灰色ということになりました場合は試験に回しまして、試験をした場合の判定の期間についてはこの法律で定めておりませんので、事実上かかった期間によって試験の成果が出てきた場合に判断をする、こういうことにならうかと存じます。

私も考えておりますのは、まず第一次試験としての環境に出た場合の分解性試験、それから蓄積性があるかどうかという試験、この二つの試験はおおむね二カ月前後で完了できると思っておりますので、あとの判定の期間をいれまして大体三カ月ぐらいでそのまでの判断はつくんじゃないかと思うところであります。そういういたしますと、申請届け出後大体六カ月で一次試験の判定結果は出るということになります。この分解性、それから蓄積性試験の結果、分解性が悪い、蓄積性が高いと、こういうことになりました場合は、さらに引き続きまして毒性試験を行なうことにならしてあります。毒性試験に回りますと、ものによりまして、毒性試験が出るまでに一年から二年かかるんじゃないかと考えられますので、毒性試験まで回ったものについては、結論が出るのは届け出後相当期間後になるかと存じます。

○藤井恒男君 時間がたつたのでございますが、あともう一、二問でやめますけれども、先般、消費生活用製品安全法というのができたわけです。その中には製品安全協会というものを設ける規定があったわけですが、今回、化学品安全センターに関する規定が設けられていない。この場合、化学品安全センターに対して、その業務が公正に運用できるような監督体制がとれるのかどうか。あるいはこのセンターが将来特殊法人に組織がえするようになるのかいなか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、いま一つ、軽工業生産技術審議会というのを改めて、化学品審議会というものを設けるようになったわけですが、そうなりますと、審

議会の審議事項である「化学工業、雑貨工業及び土木建築材料工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項」、この中の化学工業に関するものについては新しい審議会で行なうとしても、雑貨工業に関する生産技術の向上、製品の品質の改善に関する事項などは別の審議会で審議することになるのか、その辺のところをお聞きさせていただきます。

○政府委員(齋藤太一君) 本法に基づきます、いわゆる申請届け出がございまして新規化学物質の蓄積性あるいは分解性試験の大半を分担するものとして、私どもは化学品安全センターというものをも民間の公益法人として設立をいたしたわけでございまして、具体的には財団法人化学品検査協会というものに付置されたものとして、化学品安全センターというものが先月から発足をいたしております。これらの監督は現行法で十分かという御質問でございませうけれども、財団法人でございまして政府が認可した機関でございませうから、民法に基づきまして十分な監督が可能であるというふうに考えております。

なお、この機関を特殊法人化するような用意はないかという御質問でございませうが、政府としては極力特殊法人の整理をいたしまして、新たな特殊法人の設立の抑制を基本方針といたしておりますので、この機関につきましても、現在の財団法人という形で今後も存続するようにはいたしてまいりたい、こういうふうな考えております。

それから、審議会が従来の軽工業生産技術審議会から化学品審議会に、今度この法案によりまして、施行後は審議会の名前と行ないます所掌事務が変わるわけでございませうけれども、これは、今度化学品審議会はいろいろこの法律に基づきます試験の方法の決定、それから判定の基準の作成、具体的な安全性の審査、あるいは特定化学物質の指定の審査、用途の検討等々、非常に膨大な仕事でございませうので、この際、この化学品の安全関係に主として力を注いでいただこうということとして、化学品審議会というふうな衣がえをいたした

わけでございませう。その結果、従来の審議会が担当いたしましたいたした雑貨工業、土木建築材料工業の關係につきましても従来行なっておりました審議会の事務、たとえば技術の向上でございませうとか、製品の品質の改善とかこういった問題につきましては、必要に応じて通産省に付置されております産業構造審議会に所要の部門を設けて、そちらのほうに従来のこの審議会で行なっておりますいたした雑貨、土木建築關係の仕事は移してまいりまして、かように考えております。

○藤井恒男君 これでもうやめます。あと一、二問ありますが、もう須藤さんお待ちだから、次の合同審査のときにして、終わります。

○委員長(佐田一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、安田隆明君が委員を辞任され、その補欠として木島義夫君が選任されました。

○須藤五郎君 中曾根さん、私たちは、この法案は通産省も相当苦勞してつくった法案だろうと思ひ、内容的に言っても、私たちが一つの前進した法案だと思ひ、不十分ではあっても賛成するという態度を持っておるんです。しかし、反対すれば反対してしまつて、あとでどんなことが起こらうと、それを見たか、それで済む問題だと思ひ、責任を感じておるんです。委員長に言うておるんだ。責任を感じておるわけですね。だから、一時間この法案の審議を済ましてしまふというのでは、なかなかむずかしい点があると思ひます。だから、私たちも十分審議は尽くしてまいりたい、こういうふうに考えております。

そこで私は、この法案を出してきた政府当局の基本的な態度といひますか、姿勢について、今後この法案が通つてどういうふうな態度をとっていくのか、こういうことについてまず大臣に少し質問しておきたいと思ひます。

これはたいへん古い話になつてはなはだお気の毒に思ひますが、昭和四十五年の七月九日です。公害対策特別委員会の席上、時の通産大臣宮

沢喜一君に、私は四エチルの問題について質問をしたことがあるんです。その当時、四エチルというこれは毒物だということは、よく世間的にも、学者の中でも問題がはつきりしておった時点ですね。ところがその時点で、東洋エチルという山口県にある工場、その田内五郎という常務がこういうことをしゃべっておったんです。「政府が無鉛化するという意味は、無鉛化の方向に接近させていくということで、五年ぐらいでは全く鉛を除くようなことができるはずがない。わが社としては計画を変更する方針は全然ない。むしろ外国から輸入していたものを国内で生産するのだから利益に沿ったものと自負しておる。」こういうふうな常務が語っておったわけです。

そこで私は、このようなことを東洋エチルの田内常務が言っておるが、これらに対して通産省はどういう行政措置をやるのかという質問をしたわけです。ところがそれに對しまして宮沢喜一君は、認可につきましては私どもは取り消すつもりはございません、こういう答弁——これ長いですが、私は要所要所だけちょっと読みますがね。そうして私は、資本金を投入してつくって——新しい会社です、まだこれは会社として困ったことに追い込まれるではありませんかと、だからいまのうちにやめろと、こういう行政指導をなさったほうが私は適当だと思えます、五年後も会社がなおその四エチル精製を続けるならば、そのときには断固としてその認可を取り消すという決意を持っていらっしゃるのですか、どうですか、こう私は尋ねた。東洋エチルの四アルキル鉛生産計画は、当初一万八千トンといわれております、そのうち一万四千トンを国内向けで処理する、残りの四千トンは韓国、台湾、東南アジア全域にこれを売る計画だと、こういうことが話の中に出てくるわけですね。

そのとき通産大臣が、私がこういうことをやめろと言ったら、「外国がそこまで公害の問題を考えずに、あるいはわが国ほど公害の問題がやかましくなくて、なおアンチノック剤を入れたガソリ

ンがほしいということでしたら、それを供給することは別断われわれとして非友好的なことでもありません、非人道的なことでもない、こう考えるわけでございますから、要は、会社がなお将来輸出の需要があるかないかというのをそれらの国の実情を考えて判断すればよろしいことではないかと思えます。」こういうふうな答えて

いる。それで私は、非人道的な行為ではないか、国際的にも問題がありやしないか、自分のところで毒だから製造はやめなさいと、そこまで言っているものを、外国が買うなら売るといふことでは、アヘンを外国に売ると同じ精神だと思ふんです。買い手があつたら売らなさい、こういうことは、それは非友好的だ、こう私が質問しましたら、「これは兵器や武器のことではございせんから、突然盟国の呼ばわりされました四エチル鉛はかなり迷惑を感じておるだろうと思ふのであります。」と、こういう答弁を宮沢君はしているんです。私は、日本の通産大臣としてははなはだ不思議な答弁だと思ひましたから、その点は言っておきました。しかるに、やがて私が言ったように、この東洋エチルは操業できるばかりに工事はできたが、操業は始まらないでこれをやめたしまったといふことを私は聞いたんです。やめたことはけつこくでありましたけれども、時の通産大臣がこういう不思議な答弁をしておったことに對して私ははなはだ遺憾だつた。

そこで中曾根通産大臣に伺うのですが、今後、こういう誤った態度はよもやおとりにならないだろうと思ふんです。私の意見が正しかったのか、宮沢君の意見が正しかったのか、中曾根通産大臣はどういうふうな御判断になりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 鉛の問題は、当時、柳町の交差点の問題等を機縁にいたしまして世論が喚起されて、公害問題としていろいろな手当てが講ぜられるようになってきた問題であつたと思ひます。自來、政府は無鉛化の方向に努力してまいりまして、また業界も指導しまして、業界の中でもタクシーやその他が、鉛の一定量をオーバー

するガソリンを入れてはいけないというので、自主的規制、監視機構までつくらせて実はやっておるわけでございます。ですから、方向としては先生の申し上げる方向に行政措置は進んできておるわけでございます。先生の御趣旨は生かされておるだろうと思ひます。

最近、ただ、あまり鉛を少なくしますと、自動車エンジンが起す危険性がある、そういう問題がまた提起されて、それじゃ、どの程度を許容量にするべきであるかという点で審議会でも検討しておるところでございます。一般的に見まして、やはり人間の生命というものは国境を越えてとうとういふては同じような基本的な観念に立つてやらなければならぬと思ひます。最近、石油たん白の問題が、国会側からの御要望や御注意もあつて、われわれのほうもそういう措置をとっておるところでございます。外国なら要望があればどうでもよいと、そういう態度はやはり慎むべきであつて、科学的に見て怪しいと思ふものはこれを問題にして、そしてできるだけ安全な方向にこの問題を措置することが適当な態度ではないかと、そういうように思ひます。

○須藤五郎君 まあガソリンに鉛を加える問題です、通産大臣。鉛を加えないとスピードが出ないとか何とかいうことが言われております。しかし、その鉛を加えてスピードを出すことが第一義なのか。鉛を除いて、スピードはかりに落ちて鉛は使われないようにしていくことが、私はこれが人道的な立場だと思つておるのです。なお、人道的な立場に立つと、鉛を減らす大臣の口から、やはりスピードが出ないから鉛を加えなくちゃならぬというふうなお話を伺うのは残念だと思ふのです。スピードが落ちて日本国民はすべて持つておると思うのです。鉛を使うならば、使つたその鉛が外に出て国民の健康をそこねることのな

いような設備をちゃんと整えて後、私は使つべきだと思ふのです。しかし、まだそれができておりません、いまのところ。だから、それならばスピードが落ちて鉛を使うべきでない、こう私は思ひますが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ガソリンの鉛の問題は、自來、新車については使用禁止をいたしました。新車は無鉛化ガソリンになつておるわけですから、それで、約九百万台残つておる中古車等はそういう装置がまだできておりませんものですか。急にガソリンの中の鉛の量を著しく減らすとエンジンが起こしたりして、追突事故やその他が起こるといふやうな別の面の心配もあつて、いま審議会でもいろいろ考慮しておるところであります。私は、どつちかといへば先生のお説に近いので、スピードは落としても人間の健康は守るべきである。そういう趣旨に賛成でございます。

○須藤五郎君 私の説と同じだと大臣がおっしゃるならば、行政官としては通産行政の最高の立場にあるあなたの決意一つで私はそれが実現すると思ふのです。やはりこれは通産大臣、一刻を争つて、それを通産大臣の意思で早く実現するようには私は努力されたいと思ふのです。あなたの努力が一年延びればその間に国民の健康がそれだけそこなわれると、こういう結果がくるのですから、この際、やはり国民第一主義に考えていられる通産大臣が英断をもつてそれこそやはりやめろと、そして中古車があるならば、それは金がかかってもいいから鉛を出さないような設備をすぐつけろと、こういうことを私はやはりやっていただきたいと思ふのです。

そのときに私はこういうことも話したことがあつたのです。自動車からの排気ガスに鉛を出さないようにまず国会が率先してやれ、だから国会の自動車は全部その装置をつけなさい、こういうことを私は議運で申しました。議運でも、それじゃやろうというんでやつたはずですが、その結果は私まだ聞いておりません。政府関係の車、国会の

車はまずその轡をたれるべきだと、私はそのとき申したことがあるのですよ。ましてや通産大臣が私の意見と同じだと、人命が第一だとおっしゃってくださるならば、通産大臣、思い切ってこの際ひとつやられたらいかがですか、みな喜びますよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政府関係の車は装飾をしまして、中古車でもできるだけそういうふうにしろと言って、措置は進んでおるはずです。それから、新車はもうすでに全部無鉛化になっておりますから、政府関係が購入しているものも民間のものもなくなってきたおると思います。国会もたぶんやっていらっしゃるのではないかと思います。

○須藤五郎君 私はなぜそういうことを前置きにするかといえば、最近、PCBや水銀汚染やいろいろな問題で、日本国至るところにあらゆるものが水銀汚染、PCB汚染でうまいまや食べるものがないというほど、台所を預かる婦人たちは頭を痛めておるのが現状だと思うんですね。だから、一刻も早くそういう人たちに安心感を与えるということが私はやはりこの行政の責任であり、またそうするのが好ましいことだと思います。中曽根通産大臣、ほんとうにいまこの問題は深刻ですよ。だから思い切ってそこから始めていただきたい。そうでないと、四エチルのときに宮沢通産大臣があんなひどい答弁をなすっておるような政府の姿勢では、私は、この法案をつくってもこれは容易なことじゃないぞという心配があったものですから、あなたの意見をまず確めたわけなんです。だから、願わくば私たちの期待にこたえて、一日も早く鉛を使わない、あらゆる公害を除去するためにひとつ大いに努力していただきたいということを重ねてあなたに要請して、それで私は次の質問に入りたいと思います。いいですか、それで。

○国務大臣(中曾根康弘君) どうぞ。

○須藤五郎君 ほかの委員の方々がPCBの問題や水銀の問題、いろいろなそういう問題について

ずっと質問を二日にわたってされたように思いますが、私はできるだけそういう問題は避けて、この法案の条項についての質問を試みたいと、こういうふうに思っております。

まず第一条について私は質問いたしますが、この法律案によりますと、新化学物質の性質について、「難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある」かどうかを審査すると、これが目的だと、こういうふうになっております。そこで、分解性の難易の判定基準は一体何かという点です。

それから二番目は、ここに「等」という字が使っており、**「難分解性等」**と。この「等」の意味するものは**「一体何を意味しておるのかという点」**。

それからもう一つ、「性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある」かどうかという、こういう「おそれ」ということが使っており、**「おそれ」**とはどのようなことをさしているのか、こういうことの三点ちょっと質

問いました。

○政府委員(齋藤太一君) この法律で考えております「難分解性」と申しますのは、こういった化学物質が環境に廃棄されました場合に、たとえばバクテリア等で通常のものは自然と消える、いわゆる生分解を起こしますけれども、それが分解をしにくくて環境に残るもの、こういうものを難分解性ということと呼んでおるわけでございますが、どの程度からを難分解性のものと判定をして危険物質のほうに入れるかという基準につきましては、現在も軽工業生産技術審議会の化学品部会で学者に集まっていたきましているいろいろ検討中でございます。なお引き続き検討を続けてまいりたいと考えておりますが、試験の方法といたしましては、この化学物質をいわゆる活性汚泥の投入しております中に入れますで、その活性汚泥の中のパクテリアの作用によってどの程度に一定期間内に分解するかという分解率を見まして、それが非常に分解度のいいもの、中等のもの、あるいは非

常に分解性が悪いもの、こういうた形に結果を分類してまいって、どの辺からを難分解性として有害と見るかということは、さらにその審議会等で検討してまいりたい、こう考えております。

それから、もう一つの「等」というところでも、さいますけれども、これは蓄積性でございます。かりに環境に出まして分解性が悪い化学物質でございまして、それが魚等に蓄積されにくいものでございまして、食物連鎖等で人のからだに蓄積されるという懸念が薄いわけでございますので、分解性が悪い上にさらに魚等の体内に非常に蓄積されやすい物質であるかどうかという、こういう点をもう一つの判断の要素に考えております。具体的には魚を使いまして、一定期間いろいろな濃度の化学物質を溶かした水の中で飼育をいたしまして、その一定期間後の魚の体内での蓄積度を見まして、その蓄積の高さによりまして有害かどうかの判断をいたしたいというふうに考えております。

それから、「人の健康をそこなうおそれ」という点でございますが、ただいま申しましたように、分解性が悪くて蓄積性が高いということになりますと、これは非常に、人の体内に食物連鎖で入りました場合に、もしそれが毒性があるものでございますと、人の健康をそこなうおそれがございします。そういう意味で、「人の健康をそこなうおそれ」と申しますのは、いわゆる慢性毒性を有するものかと、こういうものを試験によりまして判断をいたしまして、慢性毒性を有するものとは特定化学物質に指定をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、「人の健康をそこなうおそれ」と申しますのは、ただいま申しましたように、その化学物質が人の体内に入りました場合に毒性を持っておるかどうかという、こういう意味でございます。

○須藤五郎君　そうすると、重ねてお尋ねします
が、この審議会でいま審議中だと、それでは、そ
の結論が出たらそれはさっそく公表なさるとい
うことでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) こういった分解性あるいは蓄積性、あるいは人の健康をそこなうおそれのあるような毒性を判定しますために、申請がございました場合に試験を実施をいたしますけれども、その試験の方法等につきましては、この法律の第四条第四項によりまして、環境庁、厚生省、通産省で協議いたしまして、試験の項目、試験の方法といったようなものを省令で定めまして公表をいたすことにいたしております。で、その試験をやっていたございました場合に、その試験のデータを審議会にはかりまして、特定化学物質に該当するかしないかという判断をすることになりますけれども、その場合の判定の基準は、ただいま申しましたような点を総合的に判断することになるかと思えます。で、基準が総合判断ということになりますので、具体的なケースに即しましていろいろと判断されるということになりますと、非常にわかりとした形式的な数字であらわすような基準ができますかどうか、むずかしい面がございます。したがって、公表できますかどうかにつきましても、さらに審議会で学者の方々に御検討いただいて検討いたしたいというふうに考えております。

○須藤五郎君 局長の話を聞いていると、何だか心もとないことのように私には聞こえるんですがね。そういう局長のような答弁を国民が聞いたら、何だ、法律はつくってもたよりないんだなというような——どうぞ大臣いらっしゃって、できるだけ早く帰ってきてください。——そういうふうに受け取りますよ。先ほど藤井君も、企業の責任ばかり問うて政府の責任が問われてないじゃないかとおっしゃいましたが、もちろん、PCBについては企業の責任も重大です。しかし、それをよく知りながら企業に対する行政指導をしてなかつた政府の責任も重大だと私は思うんですよ。これは政府並びに企業の重大責任であると思うのです。

ここに東洋紡の岩国のPCB汚染の問題があり
ますね、今度。実は、昨年六月にも通産局はちや

企業は、常に自己に都合のいいデーターしか出さないものでございます。実例はたくさんあります。たとえば水俣病原因説におけるチッソのやり口、第二水俣病問題における昭和電工の振りまいた農薬説など、公害問題における大企業の態度、それから原子力発電所や火力発電所をつくる場合、安全だといながら実際には住民無視、中性性軽視の態度をとってきた電力会社の実態、中性洗剤の有害論争でも、有害という消費者側のデーターに対して、大企業は無害だというデーターを持ち

出してきておる。そうしてこれまで政府当局は企業秘密の保持とかいう名目で大企業に不利な事を國民の目から隠してまいりました。それはチャッソに問題が起こったとき、チャッソに熊本大学の學者が入って、そうして調査をしたいと言ったときに、チャッソはそれを拒否して、通産省の許可がなければだめだというようなことで立ち入り検査を拒否した例を私も聞いております。そういうふうには大企業に不利な事実を國民の目から隠してきた、大企業奉仕の行政を行なってきたことも、私は、國民はみな知っておることだと思ふんです。それだけに今回の新化学物質の審査をだれがあるいはどの機関が行なうのか、どういう立場でやるのか、これは重大なことだと思いますが、どうでございましょうか。

○政府委員(齋藤太一君) シロカクロかの判定は、最終的には厚生大臣及び通商産業大臣がこの法律に基づいて決定をいたします。ただその前に、この法律に基づいてきます化学品審議会の分

科会が何かの機構をつくりたいと考えておりますが、そこに専門の学者の方にお集まりいただきまして、もちろん、これは業界は入れませんが、学者だけにいたしたいと思っておりますが、そこで試験のデータ等を判定していただきまして、その審議会の結論を参考にしながら厚生大臣と通産大臣とで決定をすると、そういうふうな仕組みを考へております。

それじゃ、試験はどこで実施するかという点でございますけれども、原則としまして、公正な第

三者機関において行なわれました試験データをこの審議会にかけまして、そこで審議会の判定をいただいて、それを政府が受け取って決定をする、こういうふうなしかたを考えておるところでございます。

○須藤五郎君 この分解性や蓄積性毒性などの試験を行なうにあたりまして、また、新化学物質の審査を行なうにあたりまして、十分時間をかけ慎重に行なうべきだと私は思います。いやしくも、大メーカーの必要を優先させ、審査を短期間で不十分のまま済ませる、こういうようなことはあってはならないと私は思いますが、どうでございますか。

○政府委員(齋藤太一君) 試験の方法は、この法律に基づきまして環境庁と厚生省も通産省で試験の方法、項目等をこまかくきめまして公表をいたします。その項目だけの試験はやっていただくことになりまして、大企業は簡単にとか、中小企業は詳しくとか、そういうことは考えておりません。この公表いたしました試験項目と試験の方法に従って、それを全部満たすだけの試験をやっていたらどうというふうに考えております。

○須藤五郎君 この審査をやる場合、もちろん、あなたのお答えのように、正確に、時間をかけてやるということだろうと思うんですが、審査の正確を期するためには、いろいろな試験を一カ所だけではなく二カ所以上の複数で私はやるべきではないかと思うんですね。そのほうが正確度が高くなる、こういうふうな考えております。そうすることが必要だと、私はそういうふうに思っております。政府当局ではどういうふうに考えていらっしゃるんですか。一カ所だけで済ますということですか。同じ試験を複数のところでやって正確を期するというじゃないんですか。

○政府委員(齋藤太一君) これからつくられます化学物質は、悉皆試験と申しますか、全部につきまして届け出義務を課しまして、過去の知見で安全であると認めたいものについては全部この試験を課することになりますので、一応たてまえて

しては、試験は一回と申しますか、一カ所でやるということとは考えておりませんけれども、その試験のデータにつきまして審議会におはかりしましたおりに、再度念を入れて試験をしたほうがいいというふうな審議会の御意見が出た場合には、再試験も考えたいと思っております。

○須藤五郎君 すると、審議会のメンバーが非常に重要な役割をするようになるんですが、その審議会のメンバーはどういう人たちを予定しているんですか。

○政府委員(齋藤太一君) 化学品審議会の構成メンバーでございますけれども、医学、化学、その他の各分野の専門の学識経験者、言論界、それから需要家、消費者代表、また業界代表、こういった各界の代表で構成をいたしたいと、こういうふうに考えておりますけれども、ただ、ただいまの試験結果の判定、あるいはそもそもの申請につきまして、過去の知見なりいろいろな文献等からの判定、こういうものをお願いします分科会等につきましては専門家だけの組織にしたいと、こういうふうな思っております。

○須藤五郎君 私の考えでは、業界代表はやはり利益代表になりますから、だから業界代表などは入れないほうがいいと思うんですね。純然たる、ほんとうに権威ある科学者をもって構成するというのが私は好ましい形ではないかと思うんですが、なぜ業界代表を入れる必要があるんですか、そこに。

○政府委員(齋藤太一君) 個々の案件の具体的な判定につきましては業界代表は入れるつもりはございません。ただ、総体としての、この法律の施行に關しましての討議をするような総合的な場におきましては、需要家代表が入りますと同じ意味で、それぞれ業界の代表の方も化学工業を代表するという意味で、いろいろ製造規制その他も出てまいりますので、別に利益の擁護という意味じゃないんですが、化学業界の現実のいろいろな知識を述べていただくと、こういう意味で業界代表も参画することは意味があるんじゃないか、こういう

うふうに思っております。

○須藤五郎君 くだいようですけれども、やはりこの法案は業界を監視し取り締まっていく目的を持っている法案です。これは国民の立場に立つて、そこへ業界代表を入れる必要はさらになんか思いませんか。私は、業界代表が入ればよろしいことは起らないです。そういうものに業界代表を入れればおかしなことになります。だから、やはり純然たる、業界も何のつながらりもない良心的な科学者をもって構成する、それに対して、その中に国民の代表として消費者の代表を入れるということ、これは私は考えられることだと思っております。業界代表は、この法案の対象になる人たちをこの審査の中へ入れるということはおかしいんじゃないですか。なぜ入れなきゃならぬ。入れないとやれないんですか、どうですか。

○政府委員(齋藤太一君) 個々の申請案件と申しますか、届け出案件の有害性、毒性等を判定する会議には業界代表を入れるつもりはございません。ただ、総体としての化学品の安全問題を検討いたします総合的な場には、当然業界として、業界がこの世に送り出しております製品についての安全性を確保するということは業界自体の責任でもございまして、そういう意味で、業界がどういうふうなこれまでの安全のための施策をとっており、そういった点の実情を審議会ですべてということとはそれなりに有効ではないかと考えております。

なお、この法案のモデルになっておりますアメリカの化学品の安全法におきましても、やはり審議会の構成メンバーには人数を限りまして、総体の四分の一以内ということで業界代表を加えるというふうな構成をとっておるようでございます。

○須藤五郎君 アメリカがどうだかというふうなことは、何もかもアメリカに追従する必要はないこととございまして、アメリカのやっていることでもいいことばかりじゃない、悪いこともあるんですから、そんなものは問題にならないと思う

んです。われわれはやはり日本独自の考え方でも政府がこれに業界代表を入れるというその趣旨が、どうも私には理解がむずかしいんです。業界代表を入れなくてもやれるもの。だから、そんな疑いを持たれるような業界代表などはやめて、良心的な科学者、それもほんとうに被害を受ける被害者の立場にある国民、その代表を入れてこの法律が厳守されていくような、この精神が厳守されていくような立場で臨むのが一番好ましいことだと思っております。あなたがそれでもやるといふならば、これは対立した意見になります。私はあくまでもそれを主張します。もう一ぺんあなたたちもその立場に立って私たちの言うことも検討して、それで再考してもらいたいと思っております。どうですか。再考の余地なしですか。

○政府委員(齋藤太一君) 先生の御意見も十分わかるわけでございまして、審議会でございます。審議会の意見は参考意見として政府が聴取いたしますけれども、審議会へ決定権をゆだねるわけではございません。なるべく審議会では各界の意見が述べられるほうが、この法律の公正な運用の意味におきましてそういうことが期し得るんじゃないかというふうに考えるわけでございまして、そのために専門家だけでございまして、言論界それから需要家、消費者代表あるいは主婦の方と、そういった方々も加わっていただきまして広く御討議を願いたい、こういうふうな考えておるわけでございまして、したがって、業界代表が入りましてもその数はきわめて少数になろうかと存じます。それから、先ほど来申し上げておりますように、個々の申請案件を審査する分科会等には、一切業界代表は入れるつもりはございません。

○須藤五郎君 私は、あなたの意見はやっぱり業界というものが、業界の利益というものが頭の中にこびりついておるために、業界代表を入れないとまずいんじゃないかというふうな気持ちが通産当局にあるからそういうことになると思うんです。

がね。それさえなければすっきりとしたものがで
きるはずだと思ふんですよ、私はね。この論
議、何回繰り返しても時間が迫るだけです、私
は通産省のその考え方は反対でございます、
そのことをはっきり申し上げておきます。

次の質問に移ります。

新化学物質が特定化学物質に指定されるにしろ
されないにしろ、その判断の基礎となる審査の
データはすべて国民の前に公表すべきであると思
います、すべて公表なさいますか。

○政府委員(齋藤太一君) 試験のデータでござい
ますけれども、これはこの審議会に提出をいたし
まして、審議会の専門委員会の方が検討される内部
資料というふうに考えておりますので、特に公表
することは考えてはおりません。ただ、この試験
データは秘密にしておかなければならないとい
う性質のものでないかと考えますので、専門家等
いろいろ研究その他のためにこれを知りたいとい
う申し出があれば、資料を供覧することもはやぶ
さかではございません。

○須藤五郎君 これは当然国民の前に公表すべき
です。公表できないというならば、公表できな
い理由を述べてください。私たちはこの法律に
よって守られなきゃならぬ立場にある国民です
よ。その国民の前に、この法律はこうこうとい
うふう運用されてこういうことになっておりま
す、これこれのものを審査しましたと、その結
果はこうでございますと発表しないんです
か。発表して悪い理由がないじゃないですか、発
表できないというならば、発表できない理由を
はっきり言ってください。そこがもしもできない
理由があるならば、はなはだおかしいことだと私
は言わざるを得ないと思ふんです。——あなた
答えられないんだ、たら、大臣帰るまで待ちま
すよ。

○政府委員(齋藤太一君) 非常に多数にわたると
存じますし、それから専門的なデータでございま
すので、一々これを全部公表するというのもいか
がかと存じますけれども、ただいま申しましたよ

うに、秘密にしておきたいということを考えてお
るわけではございませんので、特に専門の方等で
知りたいというお申し出がございましたら、供覧
と申しますか、お見せするというようにいたした
いと考えております。

○須藤五郎君 それじゃ、国会議員が公表を要求
したらどうしますか。

○政府委員(齋藤太一君) 提出したいと思ひ
ます。

○須藤五郎君 国会議員が要求したら提出す
る……。

○政府委員(齋藤太一君) はい。

○須藤五郎君 国会議員に提出すれば一般の公開
も同じですよ。国会議員に提出できて一般に公開
できないというのは一体どういうことですか。

○政府委員(齋藤太一君) ただいま申しましたよ
うに、非常にたくさんデータになりますし、数
も多々ございまして、一々それを公表するとい
う手続はとりませんけれども、御要望があればそ
のつとめの御要望のあったものについて資料は
お見せすると、こういうことでございまして。

○須藤五郎君 忘れるといけませんから、私、い
ま要求しておきますよ。できたら全部私のところ
に資料をよこしてください。いいですか。答えて
おいてください。

○政府委員(齋藤太一君) 承知いたしました。

○須藤五郎君 資料全部よこしますね。

○政府委員(齋藤太一君) 承知いたしました。

○須藤五郎君 それではその次にいきます。

法律案では、「これらの性状を有する化学物質
の製造、輸入、使用等について必要な規制を行な
う」とありますが、PCB類似物質は原則として
使用を認めることを前提とする規制ではなく、禁
止すべきではないかと、こういうふうに私は思ひ
ますが、どうでございしますか。

○政府委員(齋藤太一君) 先生の御意見に全く同
意見でございまして、私も、特定化学物質に
該当するものが出来まして指定します場合は、原則
として使用はさせないようになしたいと、こう

いうふう考えております。

○須藤五郎君 PCBの安全無害な処理方法は現
在もまだ確立されていないと言えらると思うので
ね。この法律案では、処理方法の確立については
何も触れておりませんが、新化学物質について
は、特定物質であつてもなくても安全無害な処理
方法を確立させることが私は必要だと思ひます。

この処理方法が見つからない化学物質の製造等は
認めないこととすべきであると思ひます。そうで
なければ、新たな化学物質による環境汚染を引き
起こすことになると思ひます。処理方法の
確立を条件づけるべきだと、こういうふうに私は
思つておるのですが、どうでございしますか。
製造に至る前に、その処理方法をちゃんとしてか
ら製造させるといふことですね。

○政府委員(齋藤太一君) この特定化学物質と申
しますものは、環境に出ました場合に分解性が悪
く蓄積性が高いということで、環境に残留をいた
しまして、魚等の食物連鎖を通じて人の健康
を害するおそれがある物質でございまして。したが
いまして、こういう物質を使用させる場合には、
第十四条に書いてございしますように、他の物質で
は代替できないような非常に有効な用途がござい
まして、しかも環境の汚染をその使用によって生
ずるおそれがないことというのが条件になってお
ります。この使用に伴つて環境の汚染を生ずるお
それがないこととは、確実に回収をされまし
て、それが無害化処理されて産業廃棄物として最
後に廃棄される、こういうことが必要なわけでご
ざいまして、そういう意味で、完全な無害の処理
方法がないものは環境汚染のおそれがございま
すので使用はさせないということにならうかと存じ
ます。

○須藤五郎君 使用でなく生産をさせないとい
うことが必要だと思ふんです。

○政府委員(齋藤太一君) 製造は許可制になりま
すけれども、その場合に、第十四条で「使用の制
限」というところがございしますが、結局、うまい
無害化する処理方法がなければ最後に環境を汚染

することになりますので、用途を特定できないと
と、つまり、使わせる用途が定められないとい
うことになります、そういうものにつきましては、
ということとは、用途がない形で特定化学物質の指
定をいたしますと、それは製造しても一切販売で
きないということになりますから、結果的に製造
する企業はなくなる、こういうふうになるわけ
でございまして、特定化学物質に指定いたしました
ら、必ず何らかの用途を見つけて使用をさせ製
造させるといふふうなふうに考えているわけでは
ございしません。大半のものについては、用途その
ものを認めないために製造そのものも行なわれな
いと、こういう結果にならうかと思ひます。

○須藤五郎君 そんな回りくどいことをせぬで
も、処理方法が明確にならぬものは製造させない
と決めてしまえばいいじゃないですか。製造はさ
せるけれども、使用しないから製造はしないだろ
うというふうな、そんな二重手間なことは私は必
要ないと思ふのです。はっきりと製造させない
というふうにきめたほうがいいんじゃないですか。
例の「化学物質の安全確保対策のあり方」とい
うこの本で、この七ページには、「第二は、
化学物質が前記の特性を有するか否かの審査は、
問題が生ずる前になされねばならない」とい
ふこと。これは、環境に放出された後、当該物質が
問題を有するものが判明してからでは、それに対
処するために多大の困難があると考えられるから
である。」と、こういうふうなように書いていま
す。この意思を厳守するためには、製造は認めるが使
用は認めないというふうなそんな二重手間のこと
をしないうで、製造を認めないと、こういうふう
にきちんとしたほうがすっきりしますよ。製造させ
ること自体がむだなことです。

○政府委員(齋藤太一君) 法律の表現の問題でも
あろうかと存じますけれども、第九条で許可の基
準を定めておいて、製造許可につきましては、需
要に照らしてその設備が過大でないことという条
件がございまして、その需要が特定用途なしとい
うことにしました場合には需要がゼロでございま

ので、申請が出てまいりまして、一切許可はしない、こういうことになるわけでございます。この許可基準からしても、指定用途がない場合には一切許可はしないというふうな運用をいたすつもりでございます。先生の御指摘のとおり運用になるかと存じます。

○須藤五郎君 ばくの言うような運用になるならば、ばくの言うようにきちんと製造を禁止すると言ったほうがいいじゃないですか。何で製造は認めるのか。むだなことをさせるじゃないですか、それじゃ。使用は禁止する、製造はかまいません。そんなばかんなことをしないでいいじゃないですか。ちゃんとしまったものでござるまでは製造を認めません、こうなせざるを得ないのですか、そこがつかないんです。私は、これは重要な論争のある点だと思う。——ちょうど大臣が来られた。中曾根さん、つくってもその処理のできないような毒物ですね。一例としてPCBをとれば、PCBの処理はなかなかむずかしいんです、いま、だから、そういう処理のできないものをつくることをやめたらどうですか、禁止したらどうですか、こう言うんだ私は。ところが局長の答えは、使用はさせません、使用は禁止します、しかし、製造は禁止しません、使わなければしたがって製造しなくなりますからと、こういうことをおっしゃるんですがね。そんな使いもしないものを、使わせないものを製造させる必要はないというのが私の意見です。そのほうがすっきりしていいじゃないですか、法案として。

○政府委員(齋藤太一君) 委員長……。

○須藤五郎君 大臣に聞くよ。私は、大臣が見えたから大臣にわざわざ伺っているんじゃないですか。大臣の政治的な判断を聞こう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 法文上は、禁止するもいふ条文はないようでございますけれども、使用させないということは製造させないということに通ずるものと解釈して、御理解願いたいと思います。

○須藤五郎君 えらいひどいようですがね。法文

上ないといったって、いまないので、その法文は、だから、つくったらいんです。使わないものを製造させる、わざわざつくらす必要はないじゃないですか。だから、そういうものはつくらないというふうな製造禁止するのが一番すっきりしていいんです。そうすれば製造しないのだから、そういうものは世の中に出てこないんです、そうすれば国民に毒を与えないんです。使わせないといったって、製造したものがもし漏れたらどうするんですか、漏れたらやはり被害は受けるじゃないですか、国民が。だから、そういうものは一切つくらないということが一番私は正しいことだとも思います。漏れる場合があるのだから。

○国務大臣(中曾根康弘君) 第九条で、次の各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならない、その第一号で、「製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならない」、使用が許可されなければゼロになるわけでありますから、当然、この第一号の適用によってこれは許可しない。第九条第一項、最初の条文の「同項の許可をしてはならない」と、これに該当するものと解釈していただきたいと思えます。

○須藤五郎君 それではこの第九条で製造してはならないと。

○国務大臣(中曾根康弘君) 許可しない。

○須藤五郎君 許可しない。許可制で許可をしないというから製造はしないことになる、こういう御意見ですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) はい。

○須藤五郎君 わかりました。

次の質問に移ります。

最近、千葉ニッコーのピフェニール混入事件がありました。既存化学物質について安全性の確認をできるだけ早く行なうことが私は必要だと思ふんですが、いつまでにかやっしてお考えですか。

二千種類、合計七千種類のものでございます。で、このうち非常に微量の生産のものはそう危険性は少ないと思いますが、年間百トン以上生産されているものが約二百種類でございます。この二千二百種類の中で当面試験が必要ではなからうかと思われまします。推定では大体この三分の一ぐらいでございます。約四百種類ぐらゐは試験が必要であらうと、こういうふうな考えております。が、この四百種類につきまして、まず非常に生産量の大きいもの、それからたとえばPCB式に塩素がくっついておりましたような、従来から分解しにくいといわれておりますような化学物質の範囲に属するもの、こういったものから先に手をつけてまして、大体二年ないし三年でこの四百の試験を一わたり終わりたいと、こういうふうな考えております。

○須藤五郎君 あれ一つでもいろいろ検討するの三年も四年も時間がかかるのでしょう。いまおっしゃったように結論が出ないのでしょう、いろいろなもの。いまおっしゃったのはそういう意味じゃなかったのですか、年限がかかるのじゃないですか。

○政府委員(齋藤太一君) まず、分解性と蓄積性試験をやります。その分解性、蓄積性の試験を大体二年ないし三年で四百種類のものにつぎまして終わりたいと、こういうことでございまして、その結果、分解性も悪く蓄積性も高いということとで毒性試験をやったほうがいいということになります。これは毒性試験だけで一年ないし二年かかるかと思ひますので、その数によりましてはややもう少し時間がかかるかと思ひます。

○須藤五郎君 だから、そういうやっかいなものと言えどもおかしですが、そんなものはもうつくらないように早く処置をなさったほうがいいんです。そんなものが一ぺん出てくるとあとの処置に非常に困るのですからね、その点を私はさっきから言っている。そんなものはつくらないというふうにするべきだと、こう思うのです。

ますが、ここにある、政府が昨年十二月に出された「転工業生産技術審議会の答申」で、「化学物質の安全確保対策のあり方」、この終わりのほうの二五ページに、留意してある三点をあげておると思うのです。

第一は、化学物質による環境汚染の問題です。第二は、新たな方策に対応する体制の整備、第三は、化学物質のデータの活用についてであります。これらの指摘に対する政府の対応策はどういうふうになっておるか、その点を伺っておきたい。

○政府委員(齋藤太一君) 第一の、人の健康にかかわる問題ではございせんけれども、化学物質によりまして環境を汚染する問題がございまして、たとえば赤潮等、あるいは富栄養化の問題、こういうものが化学物質の影響によりまして、あるいは都市下水によりまして、なかなかこういった問題は因果関係が複雑でございまして、まだいろいろ研究をすべき分野が残されておりますので、こういう問題につきましては引き続き検討を続けてまいりたいということで、今回はとりあえず、人の健康を害するおそれのあるものについての取り締まりに、当面はばったわけでありまますけれども、引き続きこれは検討を続けてまいりたい、こういうふうな考えております。

それから第二の、本法を施行するにつぎましての体制の整備、特に試験検査体制の充実の問題でございまして、今年度約一億五千万円の国の補助金を出しまして化学製品安全センターの充実をはかったわけでございまして、私どもとしましては、さらに四十九年度以降大幅にこの予算の増額を大蔵省にお願いをしまして、こういった試験機関の充実整備をはかりたいと考えております。

それから最後に、この審査を通じてだんだん審査のデータが積み重なってまいりますと、これは化学物質の毒性問題につきまして非常に貴重なデータにならうかと存じます。公害取り締まり関係あるいは労働安全衛生関係、その他もろもろ

にこの資料は非常に貴重な資料として役立つもの
と思ひますので、そういった方面にこのデータ
を今後活用していただきたい、こういうふう
に考へておるわけでございます。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言がなけれ
ば、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたし
ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十三日)

一、総合研究開発機構法案

総合研究開発機構法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(目的)

第一条 総合研究開発機構は、○平和の理念に基づき、
○現代の経済社会
及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、
○民主的な立場の下に、総合的な研究開発(経
済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を
結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的
な調査研究をいう。以下同じ。)の実施及び助
成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整
理及び提供等を行ない、もつて国民の福祉の増
進に資することを目的とする。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしよう
とするときは、前条の規定による認可の申請が
次の各号に適合するかどうかを審査して、これ
をしなければならぬ。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内
容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこ
と。

三 事業の運営が、○民主的に、かつ、
○健全に行なわれ、現代の経
済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与す
ることが確実であると認められること。

(業務)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するた
め、次の業務を行なう。

一 総合的な研究開発の実施及び助成

二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整
理及び提供

三 総合的な研究開発の成果の公開

四 総合的な研究開発に関する研究者に対する
研修及び総合的な研究開発の企画調整に当た
る者の養成

五 総合的な研究開発に関する研究者に対する
研究施設その他の施設の提供

六 総合的な研究開発に関する研究機関との提
携及び交流

七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的
を達成するために必要な業務

二 機構は、前項第七号に掲げる業務を行なう
とするときは、内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならぬ。

附則

第三条 機構の最初の事業年度は、第二十六条の
規定にかかわらず、その成立の日に始まり、そ
の日の属する年の翌年三月三十一日に終わるも
のとする。

二 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び
資金計画については、第二十七条中「当該事業
年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後
遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、総合的な研究開発に関する内外の事情の推移に
応じ、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化

研究所」の下に「総合研究開発機構」を加え
る。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十六年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次
に次のように加える。

総合研究開発機構(昭和四十八年法
律第百一十号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中専売共済組合の項の次
に次のように加える。

総合研究開発機構(昭和四十八年法
律第百一十号)

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第
二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八号中「電源開発促進法(昭和二十
七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総
合研究開発機構法(昭和四十八年法律第
百一十号)」を加える。

第八條に次の一号を加える。

五 総合研究開発機構に関すること。

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一 小規模企業助成法案(峯山昭範君外一名発
議)

小規模企業助成法案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業基本法(昭和三十
八年法律第五十四号)に基づき、小規模企業
者に対する資金の確保、適正な指導等の措置を
講ずることにより、小規模企業の経営の改善発
達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「小規模企業者」と
は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人
(商業又はサービス業に属する事業を主たる事
業として営む者については、五人)以下の事業
者をいう。

(経営改善資金の貸付けの事業を行なう都道府
県に対する国の助成)

第三条 国は、小規模企業の経営の改善発達に資
するため、都道府県が小規模企業者に対し次の
各号に掲げる資金(以下「経営改善資金」とい
う。)を貸し付ける事業を行なうときは、その
都道府県に対し、予算の範囲内において、その
事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を
交付することができる。

一 企業の規模を適正化するために必要である
と認められる設備(中小企業近代化資金等助
成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条
第一項第一号の設備を除く。)の設置に充て
られる資金

二 需給構造等の変化に即応して行なう事業の
転換に必要と認められる資金

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が一の借主に対して貸し付ける
ことができる経営改善資金の金額は、一の設備
その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要
と認めた金額の二分の一以内とする。

(利率及び償還期間)

第五条 都道府県が貸し付ける経営改善資金は、
無利子とし、その償還期間は、五年をこえない
範囲内で政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第六条 都道府県は、経営改善資金の貸付けにつ
いては、借主に対し、担保を提供させ、又は保
証人を立てさせなければならない。

二 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担
するものとする。

(期限前償還)

第七条 都道府県は、経営改善資金の貸付けをし

た場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に對し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができ。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の返還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

(償還の免除)

第八条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主が第三条第一号の資金の貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合又は借主が同条第二号の資金の貸付けを受けて行なつた転換に係る事業の継続が困難となつた場合において、やむを得ないと認めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、経営改善資金の全部又は一部の償還を免除することができ。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条第二号に該当することと理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に應じその延滞した額につき年九パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2 都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に應じ貸付金の金額につき年九パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。

(県の特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して経営改善資金の貸付けの事業の経理を行なわなければならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」とい

う。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三条の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(国からの補助金の額)

第十一条 一の都道府県に對する国からの補助金の額は、当該都道府県が経営改善資金の貸付けの事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二条 都道府県は、国からの補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて経営改善資金の貸付けの事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ

経営改善資金の貸付けの事業を行なつてはならない。

(貸付けの事業を廃止した場合の措置)

第十三条 都道府県は、経営改善資金の貸付けの事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後に對して支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に對する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、経営改善資金の貸付けの事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相當する金額を国に納付することを妨げるものではない。

(経営改善の指導等)

第十四条 都道府県は、借主に對し、その経営の改善発達を図るために必要な指導を行ない、又は必要な資料若しくは報告の徴収をすることができ。

(事業協同組合等の施設に對する助成)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が行なう次の各号に掲げる事業に要する経費について補助する場合に、当該都道府県に對し、予算の範囲内において当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

一 小規模企業者である組合員の事業に関する

経営又は技術の改善発達を図るための教育又は職業訓練に関する施設

二 小規模企業者である組合員の福利厚生に関する施設

(中小企業振興事業団の経営改善普及事業に對する協力等)

第十六条 中小企業振興事業団は、中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

一 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が行なう商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)第五十六条に規定する経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導に對して必要な協力を行なうこと。

二 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が前号の経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導のために必要な施設又は設備を設置する場合において、これらの者に對し、当該設置に要する資金の貸付けを行なうこと。

2 中小企業振興事業団法の適用については、前項第一号の協力は同法第二十条第一項第一号の業務と、前項第二号の貸付けは同法第一項第三

号の業務とみなす。

(資金の融通の円滑化)

第十七条 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び中小企業信用保険公庫は、小規模企業者に對する資金の融通に關しては特別の配慮をしなければならない。

(国の出資)

第十八条 国は、毎年度、国民金融公庫、前条の金融機関及び中小企業信用保険公庫が小規模企業者の企業の経営の改善発達を図るための資金の貸付け又は保険の業務を円滑に行なうことができるように、必要な金額の出資を行なうものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国は、小規模企業の経営の改善発達を図るため、租税負担の適正化等について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「二十万円」を「四十万円」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 事業年度が一年に満たない法人に對する第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「年三百万円」とあるのは「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した額」と、第三項中「年二百万円」とあるのは「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第六十六條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第二項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて資本の金額若しくは出資金額が五百万円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団の各事業年度の所得の金額のうち年二百万円以下の金額については、前二項の規定にかかわらず、百分の二十の税率による。

（経過措置）

第四條 前二條の規定による改正後の所得税法及び法人税法の規定は、個人の昭和四十八年分以後の所得税及び法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の十七 第三項第一号中「十七万円」を「四十万円」に改める。

（経過措置）

第六條 前條の規定による改正後の地方税法の規定は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第七條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の三を同項第四号の二の四とし、同項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模企業助成法（昭和四十八年法律第 号）の施行に関すること。

において約九億四千万円の見込みである。なお、減税により歳入減となる金額は、同年度において約六百四十億円の見込みである。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度

昭和四十八年七月二日印刷

昭和四十八年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局